

令和3年第1回定例会 12月定例会議

中之条町議会会議録

令和3年12月 1日 再開

令和3年12月15日 閉会

中之条町議会

令和3年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和3年12月1日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和3年12月1日 午前9時30分						
	散会	令和3年12月1日 午前11時37分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		14番 齋藤 祐知	1番 山田みどり			2番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山田 行徳
		議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 1 2 月 1 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 会議録署名議員指名

第 2 審議期間の決定

第 3 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 2 号 令和 3 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 3 年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 号 令和 3 年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 号 令和 3 年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第 1 号）

第 4 議案第 9 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 1 0 号 中之条町介護老人保険施設六合つつじ荘の設置及び管理に関する条例廃止
について

議案第 1 1 号 中之条町公民館条例の一部改正について

第 5 議案第 1 2 号 野反湖キャンプ場指定管理者の指定について

第 6 議案第 1 3 号 人権擁護委員の推薦について

第 7 請願第 3 号、陳情第 3 号



◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 3 年第 1 回中之条町議会定例会12月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が、教育長からは中之条町教育委員会の点検評価報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、11月26日には町村議会議長会全国大会に出席してまいりました。大会では27件の決議と3件の特別決議を採択し、全国町村会が一致結束して行動していくことが確認されました。

また、豪雪地帯町村議会議長会全国大会に出席し、大会では8件の決議を採択しました。

宣言と決議、特別要望を席上にお配りしましたので、御覧いただきたいと思います。

次に、群馬県町村議会議長会では、11月29日に令和4年度税制改正に関わる本県関係与党国会議員への重点要望を行いました。要望事項を席上にお配りしましたので、御覧いただきたいと思います。

さて、今期定例会には、補正予算や関連する条例など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いします。

この際、町長からご挨拶願います。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

そして、昨日は臨時会、大変お世話になりましてありがとうございました。

そして、12月定例議会に議員のみなさんには大変お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。

そして、平素は中之条町行政推進のために大変なご指導とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げるところでございます。

いよいよ師走に入りました。今年もあと1か月を残すだけということでございますけれども、最近寒い日が続いております。議員のみなさんには体調管理を十分していただき、ご自愛をいただきたいというふうに思っているところでございます。

そして、新型コロナウイルスに関しましてでございますが、現在第5派が終わって、そしていま小康状態、落ち着いている状況かなというふうに思っております。一時は何千人も患者が出たわけでございますが、今全国でも100人を切っているというような状況で、落ち着いて経済活動も上向きになっている状況かなというふうに思いますけれども、最近のニュースで南アフリカからの新型コロナウイルスのオミクロン株というのが日本に上陸したというニュースでございまして、大変恐ろしい思いをしているわけでございます。こういったものも学者先生に言わせれば、6派、7派は必ず来るといような断言している先生方もいらっしゃるわけなので、これからも、2年もう過ぎますけれども、感染予防対策をそれぞれがしっかりしていただくということが肝腎かなというふうに思っております。

そんな中でございますけれども、中之条町も経済活動を少しずつ再開をさせていただいております。町ではこの秋、毎年の風物詩でありました産業文化祭、まちなか5時間リレーマラソン、また

地域の運動会やお祭り、多くのイベントが昨年に続き中止、または延期となってしまいました。その中でビエンナーレがコロナ対策をしっかりとしながら1か月間、大勢のみなさんの来客を迎えて盛大に開催し、終了することができました。発表によりますと延べ30万人の入場者があったということでございまして、コロナの影響で前回より9万人、その前からすると10万人ぐらい減っているということでございますけれども、大勢のみなさんにおいでをいただいたということでございます。

そして、中之条町はおかげさまでこの10月、11月にかけてこのビエンナーレ、それと愛郷キャンペーン、そして中之条ガーデンズのローズフェア、こういったものが重なって大勢のみなさんにおいでをいただき、四万温泉をはじめ温泉地にもぎわっているという状況でございます。

今後も議員のみなさん、そして町民のみなさんと手を合わせて感染予防、これをしっかりしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導とご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

そして、本定例会では一般会計及び特別会計の補正予算をお願いするとともに、条例の一部改正など、大変多くの議案を審議いただくことになっております。慎重審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信施行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和3年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条によりまして、14番、齋藤祐知さん、1番、山田みどりさん、2番、佐藤力也さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間の予定表のとおり本日から12月15日までの15日間とし

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認めます。

よって、12月定例会議の審議期間は、本日から12月15日までの15日間と決定しました。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和3年度中之条町一般会計補正予算(第7号)
- ◎ 議案第 2 号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ◎ 議案第 3 号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- ◎ 議案第 4 号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第 5 号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- ◎ 議案第 6 号 令和3年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ◎ 議案第 7 号 令和3年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第1号)
- ◎ 議案第 8 号 令和3年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第1号)

○議長(山本隆雄) 日程第3、議案第1号から第8号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第8号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和3年度中之条町一般会計補正予算(第7号)につきまして申し上げます。

今年もいよいよ12月となりましたが、今年度当初予算のご議決をいただいてから6回の補正をお願いし、議員各位のご指導、ご協力をいただきながら町政執行に当たってまいりました。最近では新型コロナウイルスの感染症が落ち着きを見せている状況下ではありますが、まだまだ予断は許されません。今後も引き続き感染防止対策や社会経済活動への取組を行っていく所存でございます。

12月定例会議に当たり、今回お願いをいたします補正予算の主な内容は、人事異動及び国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、情勢適応の原則に基づく給与改定に伴う人件費の補正とともに、新型コロナウイルス感染症に対する事業をお願いするものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,892万5,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ101億9,248万3,000円にしたいというものでございます。

歳入につきましては、町債を減額させていただき、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増額させていただいております。

歳出でございますが、先ほど申し上げましたとおり4月1日付の人事異動、また国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け実施をする給与改定に伴う補正をさせていただいておりますが、この人件費補正につきましては、後ほど補足の中で説明をさせていただきます。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2 款総務費では、財産管理費、普通財産管理事業において、旧入山小学校解体に係る設計業務委託料を新たに計上させていただきました。来年度に建設を予定しております六合へき地診療所及び温泉施設につきまして、旧入山小学校の跡地に建設することにより、解体の費用につきましてもその財源の確保が見込めるものと考えております。

3 款民生費におきましては、子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金事業をお願いいたしました。高校生以下の対象世帯に対し、先行して子供 1 人当たり 5 万円を迅速に支給したいものでございます。

6 款農林水産業費及び 7 款商工費では、新型コロナウイルス感染症による経済対策として今年度も如月キャンペーンを実施したいことから、必要とする費用を計上させていただきました。2 月中に町内宿泊施設の宿泊者 1 人に対し、1,000 円相当の農産物や 1,000 円分の地域商品券を配布し、町内の消費喚起を促したいものでございます。また、11 月、12 月と群馬県において愛郷ぐんまキャンペーンが実施されておりますが、町の発行する地域商品券について 5,000 人分を追加する費用も計上させていただいております。

8 款土木費では、町単独道路維持事業において小規模な道路修繕や各区長さんから町道の補修等の要望に対応するための費用の増額をお願いいたしました。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 2 号 令和 3 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 2,017 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 21 億 2,017 万 4,000 円としたいものでございます。

歳入では、4 款県支出金では、保険給付費が事業の確定見込み及び前年度事業の確定により増額を、6 款繰入金では、保険基盤安定負担金等の繰入額が決定したことから減額をお願いするものでございます。

8 款諸収入では、前年度の保険給付費等普通交付金の確定による剰余金精算金の増額をお願いするものでございます。また、減額を補う財源として、7 款繰越金の増額をお願いしたいものでございます。

歳出では、1 款総務費の一般行政経費、事務費で、県が算出する一般会計からの繰出金の根拠となる経費算定基準に誤りがあったことから、過去 3 年間過剰に繰り入れた分を一般会計に返還するための増額、3 款国民健康保険事業納付金では、納付金額が決定したことから減額をお願いするものでございます。

5 款保健事業費では、特定健診の受診者数が減少する見込みでありますので、減額をお願いするものでございます。7 款諸支出金につきましては、前年度 2 月診療分の精算により県への償還金が

生じたので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ569万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,930万5,000円としたいものでございます。

歳入では、保険基盤安定繰入金の負担額の決定により、3款諸収入の減額をお願いしたいものでございます。

歳出では、基盤安定負担金の決定による2款後期高齢者医療広域連合納付金の減額をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第4号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ576万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億5,094万8,000円とするものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,155万2,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定から申し上げます。歳入では、3款国庫支出金で、保険者機能強化推進交付金並びに保険者努力支援交付金の額が決定しましたので、増額をお願いするものでございます。

また、8款繰越金を補正財源として増額をお願いするものでございます。

歳出では、2款保険給付費で、利用者平均単価や利用者数等が増加したことによる増額や実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

3款地域支援事業費では、3項の包括的支援事業、任意事業費において財源変更をお願いするとともに、1目包括的支援運営事業費で、複写機使用料の不足が見込まれることから、使用料及び賃借料の増額を、3目任意事業では、郵便料の不足が見込まれることから役務費の増額をお願いするものでございます。

4款基金積立金では、交付金の財源充当により減額となった一般財源分を介護給付費準備基金積立金として積み立てるための増額をお願いするものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について申し上げます。歳入歳出とも介護保険サービス計画費が初回、継続ともに値上がりし、件数も増加が見込まれることから、それぞれ増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ100万5,000円減額し、総額を歳入歳出それぞれ

5,974万8,000円といたしたいものでございます。補正の内容は、主に職員の給与改定等に伴うもので、歳入では1款診療収入を5万1,000円、3款繰入金を103万4,000円減額させていただき、6款国庫支出金において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金を8万円追加させていただくものでございます。

歳出では、1款総務費において、へき地診療所運営事業の人件費と事務費の減額をさせていただき、2款医療費について、10節需用費でコロナ感染症対策物品として8万円をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号 令和3年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回補正をお願いします金額は、歳入歳出それぞれ1万円を増額し、予算の総額を6,171万円としたいものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳入では、前年度繰越金雑入を増額し、使用水量の減少に伴う水道使用料を減額するものでございます。

歳出では、人件費を減額し、自動車修繕料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第7号 令和3年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ123万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,123万9,000円としたいものでございます。

歳入では、太陽光発電事業及び小水力発電事業の費用として、前年度繰越金につきまして補正をお願いするものでございます。

歳出では、太陽光発電事業において消費税等の確定による増額補正を、また小水力発電事業費においては給与改定等に伴う減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第8号 令和3年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、予算第2条で定めた業務の予定量を今年度の実績に合わせてそれぞれ科目において増加させるものであります。

また、第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ増額するものであります。収入においては事業収益を421万3,000円増額し、総額を1億7万3,000円とし、支出においては事業費を301万9,000円増額し、総額を9,947万7,000円とするものでございます。収入においては入所予定人員を修正したために増額をお願いし、支出においては職員の人事異動及び業務の予定量の増加により人件費の増額をお願いするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1つ訂正がございます。先ほど提案理由で申し上げた議案第3号 令和3年度中之条町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の中で歳入の３款繰入金の減額をお願いしたいという部分を、諸収入と間違えて発言いたしましたことを訂正したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

日程第３として、ただいま審議中の議案第１号から第８号につきましては、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、議案第１号から第８号について予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩 自午前９時５７分 至午前１１時１１分）

○議長（山本隆雄）再開します。

この際、委員長から経過の内容について報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長、山本日出男さん、自席でお願いします。１３番、山本さん

○１３番（山本日出男）それでは、委員長報告をさせていただきます。

予算決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、本日１２月１日、本会議休憩中において慎重に審査をしました。議案第１号から第８号について、採決の結果、原案可決と決しました。

以上、予算決算審査特別委員会に付託された事件の審査報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）以上で委員長報告を終わります。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際、申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第１号 令和３年度中之条町一般会計補正予算（第７号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について採決しま

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 9 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議案第10号 中之条町介護老人保険施設六合つつじ荘の設置及び管理に関する条例
廃止について

◎ 議案第11号 中之条町公民館条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第4、議案第9号から第11号まで一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第9号について提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法施行令が、一部改正が行われたことに伴い、これに合わせて中之条町国民健康保険条例の一部の改正をお願いするものでございます。改正内容は、第9条、第1項で規定している出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改めるというものでございます。

続きまして、第10号について提案理由の説明を申し上げます。

中之条町介護老人保健施設六合つつじ荘につきましては、令和元年度に六合温泉医療センターの在り方検討委員会について、人員の確保が困難であること、施設の老朽化などの理由から廃止の答申をいただき、同管理運営協議会において廃止の結論をいただきました。令和2年8月1日から入所者、利用者ともにゼロになり、令和2年9月1日から休止としているところでございます。令和4年3月27日をもって群馬県の指定が切れることから、今年度末をもって閉じさせていただきたく中之条町介護老人保健施設六合つつじ荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 中之条町公民館条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本件は、施設の老朽化が著しく、移転の検討を重ねてきた伊参公民館について、関係各課と協議を重ねた結果、現在の伊参交流館へ移転することが内定しましたので、中之条町公民館条例のうち伊参公民館の地番について改正するものでございます。また、ほかの館を含め、番地表記中「〇〇番地の〇」の「の」の表記を現在使用されておりませんので、この機会に削除改正をするものでございます。

なお、本条例改正に伴い、伊参交流館条例の廃止を行う必要がありますが、所管する住民福祉課と調整を行い、本条例改正により廃止を行いたいと考えておりますので、併せてご審議いただきますように、そしてご議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明がありましたらお願いします。

議案第9号、住民福祉課長

（議案第9号について、住民福祉課長補足説明）

議案第11号、生涯学習課長

（議案第11号について、生涯学習課長補足説明）

以上で説明が終わりました。

日程第4としてただいま審議中の議案第9号から第11号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第12号 野反湖キャンプ場指定管理者の指定について

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第12号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第12号 野反湖キャンプ場指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

野反湖キャンプ場につきましては、指定管理者制度を導入し、平成31年4月1日より株式会社カナイと施設管理に関する協定を締結しておりますが、令和4年3月31日で指定期間が満了となります。株式会社カナイは、施設管理業務の実施に求められている公共性を十分理解されており、民間企業の事業能力の活用と、これまでの管理運営実績等を踏まえ、中之条町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、第5条、第3号に規定する特例選定により引き続き株式会社カナイに令和4年4月1日から5年間、指定管理者に指定したいというものでございます。ご審議をいただき、ご議決賜りますようによろしくをお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明がありましたらお願いします。

議案第12号、六合振興課長

(議案第12号について、六合振興課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 補足の説明が終わりました。

日程第5としてただいま審議中の議案第12号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第13号 人権擁護委員の推薦について

○議長(山本隆雄) 日程第6、議案第13号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第13号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員さんにおかれましては、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的である国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところであります。

現在中之条町では7人の人権擁護委員さんにご活躍をいただいておりますが、このたび高橋洋子氏から退任の申し出がありました。このため、後任について鳶村邦子氏を推薦させていただくものでございます。識見に富み、人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

任期につきましては、高橋氏が令和4年3月31日まで、鳶村氏が令和4年4月1日から3年間となります。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

直ちに採決に入ります。

議案第13号 人権擁護委員の推薦について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 請願第3号、陳情第3号

○議長(山本隆雄) 日程第7、請願第3号及び陳情第3号についてを議題とします。

請願文書表及び陳情文書表を朗読させます。局長

(請願陳情文書表について、議会事務局長朗読)

○議長(山本隆雄) ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。

請願第3号について、山田みどりさん、自席で発言をお願いします。1番、山田さん

○1 番（山田みどり） それでは、請願説明をさせていただきます。

安全・安心の医療・介護・福祉を確立し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書を求める請願について説明をいたします。

群馬県医療労働組合連合会から出された請願ですが、昨年の12月議会において当団体から陳情が出されており、この本会議でも採択していただき意見書を提出しました。しかしながら、国会で審査未了となり、採択されないまま今現在医療・介護・福祉では、処遇を含め改善されておられません。コロナ禍で医療体制や保健所体制の脆弱さが明らかとなりました。感染症指定病床は2割減少しており、保健所の数も1990年代から現在では半分近くまで減少をしております。今全国的に感染状況は落ち着いてきてはいますが、変異株の出現や、また今後新たな感染症などが起こりうる可能性があります。医療体制の強化は今急務であり、現場で働く方の処遇改善を含めて抜本的な改革が必要です。こうしたことは国民が安心して医療を受けることにもつながります。ぜひともみなさんの審議をいただき、採択をいただきますようお願い申し上げまして説明を終わりにいたします。

○議長（山本隆雄） 会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、請願第3号を文教民生常任委員会に、陳情第3号を産業建設常任委員会に付託します。

○

○議長（山本隆雄） 以上で、本日予定しました日程は全て終了いたしました。

2日目の明日2日は午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午前11時37分）

招集年月日 (会議)	令和3年12月2日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和3年12月2日 午前9時30分						
	散会	令和3年12月2日 午後2時40分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		14番 齋藤 祐知	1番 山田みどり			2番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山田 行徳
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(12月2日午前9時30分開議)

第1 一般質問

○ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第1回定例会12月定例会議の本会議も本日で2日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮はしていますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で45分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残りの5分、3回目が残りの1分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点また争点を明確にするために反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった6名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席でお願いします。1番、山

田さん

○1 番（山田みどり）おはようございます。それでは、通告に従いまして12月定例会議一般質問を行いたいと思います。

今予算編成会議などももう始まっているかと思います。住民のための事業となる予算編成となるよう願ひまして、私の一般質問を始めたいと思います。私の質問は2つです。まずは、子供の医療費助成について、2つ目は子育て支援について、返済不要の奨学金制度について質問をさせていただきます。

1つ目に今県内では中学校卒業までの医療費助成をしています。中之条町では、中学生までの医療の無料化を平成17年に、県下に先駆けて実施をしたという実績があります。

先月、新日本婦人の会のみなさんと行政で懇談させていただきましたが、18歳までの医療費の無料化に拡充することができないか、子育て世代に対して切れ目のない支援が必要だと考えます。

そこで、町長に質問します。こうした施策を町としてどのようにお考えかお答えいただけますでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。それでは、山田議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、現在子供の医療費が15歳までという公費負担でございますけれども、これを高校生、18歳まで延伸できないかというご質問でございます。まず、その前に県内の様子についてお話をさせていただきます。令和3年4月1日現在で、18歳まで拡充をしている市町村は県内で14市町村でございます。そのうち入院のみを対象としているところが8市町、入院・通院ともに対象としているところが6市町村でございます。こういった状況でございます。今山田議員が言われたように、吾妻郡はこの子供の医療費については、県を先導してきたという実績がございます。平成17年には中学校卒業までということで延伸をさせていただき、それに追随するように県が全県をカバーするように県の補助金をつけたということでございます。これも吾妻郡が一本となって、この制度を立ち上げたということで力になったというふうに思っております。

今回隣町がこれに踏み切ったということでございますけれども、今まで吾妻郡、足並みをそろえてやってまいりました。それが大きな力になるというふうに思っておりますので、またほかの町村の様子も見させていただきたいというふうに思っておりますし、山田議員も子育て世代でございますので、実感できるかなというふうに思いますが、高校生になると医療費があまりかからないような時期に入ってくるということでございますので、そういったところは保護者負担、そして大変なところは公費負担というのが原則かなというふうに思っておりますので、この間11月11日に新日本婦人の会吾妻支部の懇談会においでをいただきました。そのときも懇談させていただいたわけでございますけれども、検討は続けてまいりたいというふうに思いますが、すぐすぐこれを実施すると

いうことは今のところ考えていないという状況でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）子育て支援というふうに考えれば、高校生から除外ではなく、学生の間も確かにそれほどかからないですけれども、やっぱり医療費の補助があれば、安心してけがなどの入院や通院にかかることができます。教育費がかかる中で、こうした医療費の無料化が家計を支えることにつながるのではないのでしょうか。県内でもそういった市町村が増えて、こういった福祉医療制度が実施されているという状況にあります。

参考までに今の町で分かる範囲でいいのですけれども、国保の18歳までの加入者がどのくらいいて、その医療費がどのくらいかかっているのかというのを分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）そうしましたら、議員お尋ねの国保の状況についてお話を申し上げます。

国民健康保険の把握でございますけれども、5歳刻みの年齢階層ごとで把握しておりますので、そちらの数字を申し上げます。1人当たり医療費でございますが、直近の3年間で見ますと、高校生の年齢を含む15歳から19歳、こちらは二十歳から24歳、また5歳から9歳、この年齢階層に続きまして、3番目に低い金額となっております。具体的に申し上げますと、15歳から19歳の令和2年度医療費でございます。総額で632万3,080円となっております。これを1人当たりの月額に換算しますと5,377円となります。このうち個人負担分は医療費の3割分でございますので、1人当たり月額1,613円となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）金額的にも町が負担する上ではそれほど大きな負担額にはならないのかなというふうに思います。医療機関の窓口で支払いをなくす現金払いとなりますと、国からのペナルティーが科せられるというふうになるのですけれども、参考までに今現在中学生までの医療費に科せられているペナルティーがどれくらいなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）国保のほうで負担しております福祉医療費にかかりますペナルティー、福祉医療波及分でございます。こちらのほうが15歳未満のお子様の福祉医療費について申し上げますと、31万5,872円となっております。これを県と負担しておりますので、町負担分はその2分の1ということで15万7,000円となっております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）すみません。金額が私のメモとちょっと違ったので、15万円の負担ということ、町と県で折半した形で15万円と、それだけの金額となれば、ぜひこれは拡充をさらに広げていただいて、これだけの負担であれば、18歳までの医療費を無料化するというペナルティーが科せられたとしてもこういった子育て支援が可能なのではないかなというふうに思います。ぜひともその医療費の無料化、これはやはり安心して医療にかかれ、そして子供たちが勉強できる、学業に集中できると、そういうふうなこともつながると思います。そして、その保護者世帯の家計にも助かるというような政策になると思うので、ぜひとも検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、2 問目の質問に入りたいと思います。子育て支援について、返済不要の奨学金制度の設置の話なのですが、その前に大学進学までの教育費というのは全て公立でも約800万円、私立が含まれれば約1,000万円は優に超えると、こうした教育費の負担が経済的に不安だと感じる人は約7割という統計があります。進学において経済的な負担を軽減するために奨学金制度というのがあると思いますが、本町での奨学金制度についてお伺いをいたします。町の奨学金制度の内容、そしてその制度がどのように活用されているかお聞きします。

○議長（山本隆雄） こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明） 議員お尋ねの中之条町の奨学金制度につきましてお答えいたします。

まず、奨学金の利用者につきましては、毎年6月に議会議員、教育委員、民生児童委員、中学校長で構成されます町奨学金貸付審議会を開催いたしましてご協議をいただき、決定しております。

続きまして、利用状況ですけれども、10月現在での貸付け状況につきましては、貸付中の方が現在8名、貸付けが終了して返済中の方につきましては16名ということになっております。新規利用者数につきましては、令和元年度2名、令和2年度3名、令和3年度につきましては3名ということになっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） ありがとうございます。

経済的な支援というのは今後ますます重要になってくるのかなというふうに思います。親の仕送りだけでは足りずに、バイトで生計を立てている学生が多くいます。そうした中、コロナ禍でバイトが減らされ、困窮を極めています。県内でも学生向けに食料支援などが行われていますが、毎回50人から、多いときには100人以上の利用をしています。学生の生活状況は大変厳しいと言えます。こういった食料支援のアンケートの中には、奨学金を借りている学生もいますが、それほど多くありません。恐らくはこの奨学金は卒業後に返済しなければなりません。社会人となって一歩踏み出した新たな船出に奨学金の返済がついて回ります。奨学金返済がその後の人生に大きく影響するケースもあります。大学卒業後の初任給は平均21万円、手取りでは約16万円ほどとなってしまいます。地域によっては、この初任給ももっと低い場合があります。生活費などを差し引けば、返済は決し

て余裕なものではないというふうに考えます。

そこで、町長にお伺いをします。親世帯の平均収入も下がっている現状で、今必要なのは給付型の奨学金ではないでしょうか。しかしながら、財源などを考えれば、給付型奨学金創設をするということは大変難しいことかと思われまます。ただ、未来の投資として、中之条町に戻って就業することを条件に給付をする、それは学生支援にもなりますし、また若者の人口流出を少しでも止めるための施策として有効ではないかと考えます。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）お答えをさせていただきたいと思います。

中之条町の奨学金は、たまたま私が担当のときに創設をさせていただいたということでございます。そのときもいろいろ議論がございました。成績証明書をつけて、優秀な子だけ貸したらどうかというようなこともございましたけれども、中之条町の方針としては、経済的理由によって、高校、大学、これを諦めるような子が出ないようにということで、経済を中心に貸付けをさせていただいたという経緯がございます。これについては、今でもその精神はつながっているということでございますけれども、実績を見ますと、毎年2人とか3人とかということで、これを希望している人がだんだん少なくなってまいりました。最初のうちは10人とか七、八人、多くの方が申請をして、その中で経済的理由によって優先度をつけて貸付けをした、そういった時代もあったわけですが、今、こういう状況になっているのかなというふうに改めて感じております。

県内でも幾つかの町村で貸与型の奨学金を、制度を設けているところはあるというふうなものは承知をしておりますけれども、中身を見ますとある程度医療とか介護とか、そういった医療従事者に対する支援のための奨学金、あるいは人口減少とか産業振興とかということで町内に帰ってきた方に免除をするような奨学金と、いろいろな型はあるのかなというふうに思っておりますけれども、山田議員が申し上げるように、その財源というのは相当大きなものでございます。大学生でいうと月5万円、4年間で240万円という、これが償還にならずに賞与という話になりますと、これはそっくり町の持ち出しになるというようなこともございます。これ、安易にこれを今の奨学金制度の中に盛り込むというのはちょっと危険かなというふうに思っているところでございます。もしするとすれば、ほかの方法も考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今町長がおっしゃったように、経済的な理由で進学を諦めてしまうことがないよう、やはりその理念で奨学金というのがあって、年々減ってきているということは決して経済状況が上向きになったからとか、保護者世帯が余裕があるからということではなくて、やっぱり返済がどうしてもついて回るということを理由になかなか奨学金を借りることをためらってしまうのかなというふうにも考えます。子育てをするなら中之条と、町長がかねてからおっしゃっているように、子育て支援を充実するということはやはり未来の投資にもつながることだというふうに私は考

えます。その財源というところを考えると、なかなか簡単に投資をするということは難しいかと思っています。ただ、今若い人がそのまま町外へと出てしまっ、なかなか戻ってきとくれない、そういったところをどうにか食い止めるための施策をやっぱり講じていかなければいけないのかなというふうにも考えま。そういったふうに考ると、もちろん中之条町の雇用対策なども同時に考えていかなければなりませんが、大学などでだんだん若者たちが町に帰ってきて働くとすることは、町として大変大きな利益になるのではないでしようか。

大学の学費というのは受益者負担をするということが当然だという考えがありますが、益を受けるのは学生ばかりではないと、そこで学んだ学生たちが社会に出て貢献するということは社会全体の益になるのではないでしようか。少子化対策とは、人口流出をどのように進めていけばというのは正解はありません。この施策が成功するということも分かりません。しかしながら、今の人口の減少、また少子化対策、そういったことを考えると、今いる子供たちをどれだけやっぱりしっかりと支えて、そしてやっぱり中之条町に育ってよかったなというふうに思っていたく、それがやはりこういう子育て支援、子育てするなら中之条、そういう施策をぜひ進めていただきたいと思いますが、こういった子育て支援、人口減少や少子化対策のことについてにもつながることだと思っのですけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、今の教育委員会でやっっている奨学金と、今の話は別に考えないといけなかなというふうに思っます。先ほど申し上げましたように、教育委員会の奨学金は経済的理由で学校に行けない、そういう方を救うための施策でございます。ここに、今言うように少子化とか産業振興とかそういったものをくっつけてしまっますと、恐らく先ほど申し上げたように成績証明とか、町に残ってこういうことをするというような面接とか厳しいチェックがないとあげてしまっというのは非常に乱暴なことかなというふうに思っます。そうなることによって、窓口が狭くなる可能性がございますので、そこら辺は慎重にしないといけなかなというふうに思っます。

郡内でも医療関係者のところに奨学金をとっことで、奨学金を返済するときに村から補助金を出すというようなこと、そういったこともございますけれども、それはそれで制度としてつくらないとごちゃごちゃになってしまうかなというふうに思っております。

先ほど山田議員が申し上げたように、少子化対策とか就業の支援とかそういった大きな目で見ると中之条町に帰ってきていただいて、中之条町で活躍していただく、そういう子供を育てるとっことは必要かなというふうに思っておりますけれども、もう少しこれは検討する余地があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）先ほど来から申し上げていっますけれども、やはり子育て支援、子育てをするなら中之条町と、名実ともにそう思っただけのような施策を講じていかなければ、やはり将来的

な中之条町のビジョンとしては非常に財源的なもの、人口が減っていけば、それだけ住民サービスも維持をさせていくというのが非常に困難になるのかなというふうにも思います。様々な施策を講じていただいて、ぜひともよりよりまちづくり、そして子育て支援に臨んでいただけるようお願いを申し上げまして、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、関美香さんの質問を許可します。

関美香さん、自席でお願いします。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、1、有害鳥獣対策について、2、四万湖のカヌー等の利用について、3、投票機会の確保について、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、有害鳥獣対策について質問させていただきます。中之条町における有害鳥獣による被害の状況について伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、私のほうから有害鳥獣によってどのような被害が出ているのかということについてお答えをさせていただきたいと思います。

有害鳥獣被害につきましては、毎年アンケート調査によって被害状況の調査を実施しております。未回答の方もいらっしゃいますので、大まかな額となってしまいますけれども、平成30年度から令和2年度におきましては、いずれの年もおおよそ1,000万円ほどの被害が報告されております。被害額では、ハクビシンの被害が全体の4分の1ほどになっており、その他猿、イノシシ、熊、カラス等による被害となっております。作物といたしましては、トマトやキュウリ、トウモロコシなどの野菜、桃、柿、リンゴ等の果実、米やソバ等の穀物への被害が大きく、食い荒らしや踏み荒らしによる被害を受けております。

本年度10月までの有害鳥獣捕獲数につきましては、ハクビシン、鹿は昨年の70%ほどで捕獲されております。また、大きく減少したものとしては、イノシシは20%、猿は40%、熊は30%という対前年比の捕獲数になっており、昨年度に比べいずれも大幅に減っているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）平成30年から令和2年度において、農作物を中心に毎年1,000万円程度の被害が出ていることを確認させていただきました。

それでは、次に有害鳥獣被害に対する主な取組とその効果、また、鳥獣被害対策実施隊員の現状についても伺いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、事務的なものでございますので、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）それでは、お答えさせていただきます。

中之条町の対策といたしましては、人に危害を加えるおそれのある熊による被害を防ぐためには一斉メールの送信や防災無線により目撃情報を提供し、町民のみなさんに注意喚起をして事故の防止を行っております。このほかにも鳥獣被害対策実施隊のご協力をいただき、目撃地域でのパトロールをお願いしております。警察にも同様に情報を提供し、パトロールをしていただいております。

なお、出沒地が人家の近くの場合には鳥獣被害対策実施隊の皆様をお願いして、捕獲おりの設置等も依頼しております。

また、先ほどお話に出てまいりました農林産物に被害を与えるハクビシンやイノシシ、鹿等についての対策といたしましては、同じく有害鳥獣対策実施隊のみなさんを中心として捕獲を実施しております。町では、実施隊の隊員のみなさんに捕獲に対する委託料の支払いや狩猟を行うための狩猟免許等の取得に係る費用、けがや不慮の事故等に備えるハンター保険等の費用を補助して、こういった活動を支援しております。また、一般の方向けにも追い払い用のパチンコや爆竹、ロケット花火等は無償で提供しております。また、有害鳥獣の侵入を防ぐための電牧柵の設置についても設置に対する補助も行っております。さらに、有害鳥獣のすみかや隠れ場所となる藪、こちらの藪刈りの事業や有害鳥獣の食料となる果実を伐採していただく事業への補助も行っております。取組の効果といたしましては、令和２年度と３年度で被害に大きな増減は見られませんでした。が、何もしなければ、この被害が増えてくると考えられますので、先ほどまで申し上げましたような対策をさせていただくことによって被害を防ぐことができているものと考えております。

また、先ほどから申し上げております有害鳥獣対策を行う上で中心となって活動していただいている実施隊のみなさんの状況ということですが、こちらは隊員数といたしましては100名程度での推移がここ数年続いております。しかし、平均年齢が60歳後半となっており、高齢化が進んでいる、そういった状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）有害鳥獣の被害を防ぐために様々な対策を行っていることを確認させていただきました。また、有害鳥獣対策の中心となって活動していただいている実施隊員の高齢化が進んでいる現状についても確認させていただきましたが、今後の鳥獣被害対策実施隊員確保についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）高齢化が進んでいるということですので、若い隊員の加入を促したいところではございますが、隊員の勧誘につきましては、隊員個々による友人や知人への声かけになっているのが現状でございます。今後も広報等での募集を引き続き行うとともに、その効果的な勧誘方法を探りまして、隊員の新規加入を促していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）隊員の勧誘において、隊員個々による友人や知人への声かけに頼っている現状であるがゆえに若い隊員の加入が得られず、隊員の高齢化が進んでいる現状であることがうかがえます。

答弁の中に、効果的な勧誘の方法を探り、隊員の新規加入を促したいとありましたが、隊員を確保していく上で、現在は町内在住の方に限られている決まりの枠を広げ、県外も含め、町外の方でも隊員として活動を認めることへの検討が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長。

○町長（伊能正夫）現在の決まりであります、町外にお住まいの方については、中之条町の鳥獣被害対策実施隊に加入していただくことはできないということになっております。それは、中之条町の鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の第3条によって、町内に居住する者のうちから町長が任命するということになっておりますので、現状では加われないということでございます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、実施隊の人員不足という方法からすると一考する必要があるかなというふうに思っております。ただ、実施隊のみなさんは隊を組んで、そして集団で動いている状況もございます。ですから、暗黙のルール等があるわけで、そこにいきなり外から入ってきて、そのルールに反して事故でも起きるということが一番大変なことなので、そこら辺のルール等もございまして、すぐすぐこれがオーケーというわけにはいかないというふうに思います。そして、何よりも鳥獣被害対策実施隊のみなさんのご意見を聞いて、そして時間をかけて検討する必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）町外の方を隊員として認めることに対してご答弁いただいたように、課題や効果と検討すべき点が多くあることについては認識しているところでありますが、有害鳥獣対策の中心的な役割を果たす実施隊員の今後の確保について考えるとき、県外を含め、町外の方にも隊員として活動していただくことへの検討が必要ではないかと感じております。

先日、県外に住んでおられ、狩猟の免許を持っている方からお話を伺う機会がありました。その方は、猟期になると中之条町の実家を訪れ、狩猟を行っているとのこと、また中之条町の有害鳥獣による農作物への被害や実施隊員の高齢化についても心配されており、自身の狩猟免許を生かし、ふるさとに貢献したいとお話しされていまして。このように自身のふるさとの今後を考え、有害鳥獣対策への貢献を望んでいる方に実施隊員として活動の場を考えていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）そういった志を持っていらっしゃる方がいらっしゃるということは大変ありがたい

く思っております。今申し上げたように、実施隊員の年齢が高齢化しているということは事実でございます。将来的にはそういう方の力を借りるということも必要かなというふうに思いますが、何しろこういったものは事故が付き物でございますので、そのルールを守って事故が起こらないような、そんな取組をしなければいけないかなというふうに思っておりますので、また実施隊員のみなさんと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）ご答弁ありがとうございます。

高齢化が進む中之条町において、有害鳥獣対策の中心的な役割を果たす鳥獣被害対策実施隊員については、いずれ町内だけでは人材を確保できなくなる状況が考えられます。また、自身の力をふるさとのために使いたいと考えてくださる方を実施隊員として活動していただくことへの検討も今後の鳥獣被害対策において必要ではないかと考えるところであります。このような点から鳥獣被害対策実施隊員加入についての見直しのご検討をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、四万湖のカヌー等の利用についてお伺いしたいと思います。この質問については、6月と9月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、事業者、そして個人の利用者において増加の傾向が見られることから、町は来シーズンを見据え、どのような取組を検討されているのかお伺いしたいと思います。

まず初めに、増加する事業者に対しての対策についてお伺いいたします。9月の一般質問のご答弁の中で、事業者の具体的な把握はしていないとのことでありましたが、そのことについて進捗があるようでしたら、併せてご答弁いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）カヌーの問題につきましては、関議員から再三ご質問いただいております。その後の進捗状況について報告をさせていただきます。

四万湖の管理者であります群馬県企業局吾妻発電事務所に伺いをいたしました。そして、この四万湖の湖面利用のルールを作成していただきたいということでお願いをし、つくっていただきました。今年度中に3か所に表示板を設置いただけることを確認しております。また、12月中に現在事業展開しております業者、これを一堂に会して、諸々の問題を検討できる場、協議会、名前はどうか分かりませんが、協議会を設置すべく現在準備をしているところでございます。現在四万湖を利用している事業者は9者あると確認しております。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）進捗状況として、事業者の把握と湖面利用の明確化、そして事業展開している業者を一堂に会し、協議会設立の準備をされていることを確認させていただきました。設立の準備をされている協議会については、ご答弁にもありましたが、所々の問題を検討できる場であります。

担当課で把握されている問題の解決に向け、充実した協議会にしていきたいと思います。その中で、今後も事業者の増加が予想され、利用が増えることにより湖面における接触事故等が懸念されます。今後の事業者の増加に対するルールを明確にすべきと考えますので、ご協議のご検討をお願いしたいと思いますが、今後事業者が増加することによりどのような問題が発生すると考えているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

事業者が増加することにより心配される問題は、湖面上が必要以上に過密となり混雑することです。

関議員お話のように、混雑の中において湖面利用による事故の発生を懸念しております。協議会の中では、ツアーの入場者数の制限についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）今後の事業者の増加により予想される湖面での接触事故を未然に防ぐためには、ご答弁いただいたように、ツアーの入場制限が必要であると考えますので、ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、個人の利用者についても増加傾向にあり、また事業者が行うツアー参加者はごみの持ち帰りなど、マナーを守って、四万湖及びその周辺を利用している状況ですが、個人の利用者がマナーを守っていない現状があることを地元のみなさんから伺い、私自身も認識しているところがあります。さらには、ライフジャケットを装着しない個人の利用者も見受けられ、もし事故が起きた場合の責任の所在も明らかにしておくべきと考えますが、増加する個人利用者への対策についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

協議会の中におきましては、群馬県が定めるルール以外の湖面上の通行のルールなどの安全対策、さらにはお尋ねの個人利用者の対策についても検討すべきことというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）個人利用者の対策についても設立を予定している協議会の中で検討すべきこととご答弁いただきました。

増加する事業者については、協議会を設立することで四万湖利用に関する規律が守られると考えますが、増加する個人の利用者を把握することは困難であり、個人の利用者にルールを守っていただくことについても難しい面があると考えます。このような点から個人の利用についてはより厳し

く検討を行う必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）個人利用者の関係についてお答えいたします。

関議員のお話のように、個人利用者にルールを守っていただくということは非常に難しいことであると思っております。四万湖の現場で常時ツアーを行う協議会会員である事業者のみなさん全員の共通認識として注意を促していただくことが最良の手段であり、効果があると思っております。

また、四万湖以外での湖でのルールにあるように、一般利用者の利用を禁止するというのも一つの方法であるとも考えております。この件についても検討していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）事故防止、そして四万湖の自然環境を守っていく上でもご答弁いただいたように、四万湖においてもほかの湖のルールである一般利用者の利用を禁止することも視野に入れた検討が必要であると考えます。四万湖の自然環境、そして事故防止を重視していただき、増加する個人の利用者への対策をご検討、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、中之条ダム駐車場と公衆トイレ休さんの駐車場の混雑解消への取組については、9月の一般質問でも取り上げさせていただき、駐車場が大変混雑していることを承知しており、旧西中学校駐車場への誘導をさらに分かりやすくするために、看板類の数を増やすなど、工夫が必要と考えており、検討したいと思っておりますとご答弁いただきましたが、来年の連休や行楽期における駐車場の混雑を解消するため、どのような取組を考えているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）看板類につきましては、既に12基増やしております。分かりやすいものになっていると思っております。また、駐車場の混雑問題に関しましては、駐車場を増やすことだけでは解決できない案件であると思っておりますので、個人利用者の対策と同様に協議会設立後は、その会の中で検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）ご答弁いただいた中にもあるように、駐車場の混雑問題に関しては、駐車場を増やすことだけでは解決できない案件であるということは認識しているところであります。中之条ダム駐車場と公衆トイレ休さんの駐車場は四万湖を見学に来られたお客さんや公衆トイレを使用する方も利用されますので、カヌー等の利用者以外の方々へ配慮した駐車場であるべきと考えます。そのためには駐車場の使用についてのルールを明確にすることが必要であり、事業者と協議すべきであると考えます。

また、個人の利用者の増加が駐車場の混雑にも影響しており、繰り返しになりますが、ほかの湖のルールである一般利用者の禁止の検討が四万湖においても必要ではないかと考えます。来年の連休や行楽期において、カヌー等の利用者以外の四万湖を観光で訪れた方やトイレを使用する方が安

心安全に駐車場利用できるようにお願い申し上げ、次の質問に移ります。

最後に、投票機会の確保について質問させていただきます。中之条町において、令和4年7月執行予定の参議院選挙から近年の人口減少による有権者の減少や期日前投票制度により選挙当日の投票所での投票者が少なくなっていることから、今まで26か所あった投票所が9か所に統合されると認識しておりますが、このことに対して、町民のみなさんの中から投票所の変更や投票所が遠くなることへの不安のお声を伺っております。来年予定されている投票所の統合により投票機会が損なわれることのないよう、投票機会確保への予算が必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）投票機会を確保するための予算計上についてというご質問をいただきました。

中之条町選挙管理委員会において投票区の見直しを検討されているということは私も承知をしておりますし、議会にも選挙管理委員長がお話をされたということでございます。

選挙においては、より多くの方に投票していただき、民意を反映させることが重要であると考えております。中之条町、今までの投票率を見ますと、1万人以上の町村では一番いい成績、この間も70%を超えているということでございまして、こういったものを継続できる方法を考えることが必要かなというふうに思います。この判断につきましては、選挙管理委員会の判断でございまして。ご承知のとおり、選挙管理委員会は行政委員会の一つでございまして。この際、余分なことかもしれませんが、申し上げさせていただきたいと思いますが、行政委員会の中には教育委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員会、固定資産審査評価委員会とか、そういったものが町長の権限外で委員会として成立をしているということでございまして、その判断については選挙委員会にお任せをしたいなというふうに思います。

そして、この投票率向上のために予算化が必要だということであれば、予算計上し、議会に諮ることは町長の権限にもなっておりますので、その際判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町の中心部から離れた地域からは学校やスーパーがなくなり、住民のみなさんは生活していく上での不便さや、そして寂しい気持ちも抱えていらっしゃる。中之条町では、住民のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な施策を講じていただいております。来年予定されている投票所の見直しに対しても先ほど申し上げた住み慣れた地域で暮らし続けられるという視点からも投票機会を確保するための予算の計上が必要であり、投票所が遠くなる地域に対しては移動支援を検討すべきと考えます。

先ほど町長からご答弁いただいた中の選挙管理委員会は町長部局から独立して設置されている機

関であるということは十分承知しておりますが、投票所が統合されることに対して、不安を抱えておられる町民のみなさんのお声をお届けしたいとの思いから質問をさせていただきました。町長をはじめ、執行部のみなさんに耳を傾けていただき、感謝いたします。ありがとうございました。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

ここで、換気のため15分間休憩したいと思います。再開は10時35分とします。

（休憩 自午前10時21分 至午前10時35分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、大場壯次さんの質問を許可します。大場壯次さん、自席をお願いします。4番、大場さん

○4番（大場壯次）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い12月定例会の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、1点目、土砂災害について、2点目、文化財について、3点目、林野における放射能物質による動植物の影響について伺います。

1点目の土砂災害について質問します。ここ数年各地で豪雨等による土砂災害が発生し、甚大な被害を受けるとともに、貴い命まで奪われている状況下の場所もありました。そこで、土砂災害危険箇所の把握と対策は、行われているか。

土砂災害の種類ごとに伺います。土石流についてはどうなっていますか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、全体的なことについてお話をさせていただきます。群馬県内における土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害が発生する恐れのある危険箇所を調査した結果に基づいて、県が指定しておりまして、平成26年10月に完了しております。そして、その後行われた2巡目の調査では、地形の変化や施設の整備等が行われた箇所、再調査が必要な箇所や新規の箇所を含めた中で、令和2年度に調査を完了しております。

したがって、議員お尋ねの土石流箇所につきましては、令和3年3月末時点の状況の一覧が県のホームページにも掲載されておりますが、中之条町では225の「警戒区域」のうち191区域がより危険な「特別警戒区域」、レッドゾーンに指定をされております。そして、その対策といたしましては、溪流勾配が15度以上の流域が指定されておりますので、山や川の石が大雨等により水と一緒に激しく流れ出ないように、砂防や治山事業等で堰堤や流路工の整備が行われております。町では、この事業費の一部を負担金として支払っているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、崖崩れについてはどうなっていますか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、建設課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）崖崩れにつきましては、先ほどの県ホームページの状況一覧では、「急傾斜地の崩壊」として区分されておりまして、中之条町では414の「警戒区域」のうち、410区域がより危険な「特別警戒区域」として指定されております。

そして、その対策としましては、傾斜度が30度以上で、高さが5メートル以上の急傾斜地の指定をされておりますので、雨や雪解け等で急激に斜面が崩れ落ちないように崩壊対策事業では、擁壁による防護や法面の保護などが行われております。町では、それらの事業費の一部を負担金として支出しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壮次）次に、地滑りについてはどうなっていますか伺います。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）続きまして、地滑りにつきましては、同じく先ほどの県のホームページの状況一覧で掲載されておりますが、中之条町では62の「警戒区域」のうち、より危険な「特別警戒区域」の指定はございません。

そして、対策としましては、地中の粘土層などの滑りやすい面が雨や雪解けの水の浸透によって、断続的に斜面が滑り出さないように、対策事業では地下水を集めての排水や滑り面への杭打ち工事などが行われております。それらの事業範囲に町道がある場合は、町の費用で復旧することになっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壮次）次の質問に入ります。

令和3年10月24日に周りの景色と違う状況が目にとまり、立入禁止の規制看板もないので、現地を見ると膨大な敷地があり、雨水排水の影響によるかと思われる土砂崩壊状態が目に入り、一瞬静岡県熱海市伊豆山で発生した土砂流災害ニュース映像が脳裏に浮かびました。これ、私の個人の感想なのですが、その後思い起こすと、この場所は数年前、四万湖の堆積土砂をある会社が運搬し、斜面に埋立てをしていました。この業者が四万湖の堆積を運搬する前は、建材業者が砂利として整地していたと思います。また、この場所はある会社が五反田の部分林組合からバイオマス発電用地にするために土砂を購入し、埋立て、造成しているのだと聞いたことを思い出しました。そこで、中之条町土砂等による埋立ての規制による条件に匹敵する埋め立て工事がありましたか。中之条町土砂等による埋立て等の危険に関する条例が平成28年第4回中之条町議会定例会で制定されています。このことについて質問します。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員のご質問にお答えさせていただきます。

中之条町の土砂等による埋立て等の規制に関する条例に該当する工事というのは現在ございません。それに該当する工事につきましては、町内で面積500平米以上3,000平米未満の埋立て等を行う場合、原則として許可申請が必要になります。一部例外的に許可が不要な例としましては、国、地方公共団体等が管理、または指定する土地及び国等が委託、または請け負わせて行うものからその所在の報告を受けている土地の中で行う土砂等による埋立てについては、許可申請は不要となります。ただし、その場合であっても届出の提出は必要となりますし、このようなケースはございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ありの場合、埋立てまでの申請、施工、施工後の手続はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）所定の申請書に関係書類を添付して提出をしていただきます。添付書類につきましては、先ほど申し上げました中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の施行規則で定めております。申請者が欠格事案に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなど、事業を的確に行えるか、審査確認を行います。許可基準に適合しているときは許可をいたします。事業完了後は、10日以内に完了届出書の提出が必要となるということで決めさせていただいております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）許可申請はないが、届出はあるということですが、五反田の埋立てがされている場所で崩壊されている状態が見受けられた。この件は、町は関与していないということになるのか伺います。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員がおっしゃられました場所につきましては、群馬県が町内の業者に委託をし、実施をされ、町へは届出がされております。町としましても現場の確認はさせていただき、業者、群馬県へ連絡をさせていただいております。基本的には委託業者の敷地への埋め土となっておりますので、管理は土地の所有者になりますが、安全確認の上からも管理者への適宜確認を今後していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）例えば当初500平米未満の埋立て等で許可申請が対象外であった場合、追加され、

500平米以上となる場合、許可申請は必要なのか伺います。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）この場合は、500平米以上となった時点で許可申請を提出していただく対象となります。町では、この土砂等の埋立てに対する規制に関する条例規則で詳細を定めてやらせていただいております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）答弁をいただき、土砂災害防止のため、減災のために適切な土砂等の管理を行うとともに、異常事態を発見した場合、直ちに町へ連絡することが大事だと思います。引き続き、適切な管理運営をお願いします。

また、お願いがあります。答弁の中で、管理は土地の所有者となりますが、安全確認の上からも管理者へ適宜確認していきたいとのことですが、なぜ埋め戻し盛土が崩壊してしまったのか、施工管理に沿って行われたのかを含めて調査し、報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。文化財について。なかのじょう地域散歩を開いて読むと、「中之条町には、国、県、町の指定文化財が100件以上存在しており、町としてもこれらの文化財の保護と活用に努めているというところではありますが、町の各地には文化財に指定されていない構造物や石仏などが多く残されております」と書かれています。安全で安心して見学や散策できる状態になっているか、次の事項を含めてをお願いします。文化財構造物の劣化による耐久性を欠くことはないか。通路に不備はないか、倒木、枯れ枝の落下、附帯物の劣化による腐食の有無等を含めて質問します。

国・県・町の指定文化財の保護・管理はどのように行われているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの国、県、町の指定文化財の保護・管理につきましてお答えをいたします。

文化財の保護・管理に関する事業は、町文化財専門委員会のご指導やご助言を得ながら進めております。指定文化財につきましては、進入路や案内板、それから説明板の状況も含めて、年に1回、町文化財専門委員さんにそれぞれご担当する文化財に出向いていただいて、現状を確認していただいております。その結果、保護や管理上問題があるものにつきましては、文化財専門委員さんのご意見を踏まえた上で、緊急性の高いものから順次改善や修理等を行っております。日常的な管理につきましては、基本的には文化財の所有者の方に行っていただいておりますけれども、地元の区や老人会に草刈りなどの協力をいただきながら、管理を行っている文化財もございます。

一方、文化財の保護・保存に関わる修理や修繕が必要な場合には、補助事業といたしまして、国指定ならば、国・県・町が、県指定であれば、県と町が、町指定ならば、町が一定の補助率により補助金を交付して工事を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）あと指定されていない文化財の保護管理はどのように行われているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）お尋ねの指定されていない文化財の保護管理につきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの指定されていない文化財の保全管理についてお答えします。

現在国、県、町の指定等文化財が103件ございますが、町内の各地には文化財指定されていない建造物や石像物など、数多く残されております。

これまで文化財線委員会が町内の石像物を悉皆的に調査し、「中之条町の石像物」としてまとめたり、町内の各大字ごとの歴史や文化を紹介することを目的に、「なかのじょう地域散歩」を刊行したりして、未指定の文化財の調査や周知に取り組んでまいりました。これらの文化財も地域の歴史を知る手がかりとなる貴重な資料ですが、その管理などは地元の方々のご尽力に頼っているというのが現状でございます。

町といたしましては、過疎化や少子高齢化などを背景に、滅失のおそれがある未指定文化財が決して少なくない状況にあることから、今後どのように管理し、後世に伝えていくかということは大きな課題であると思っております。したがって、地元の方々にも情報提供をいただきながら、未指定文化財の現状把握等につきまして適宜取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）答弁いただきました。

年に1回、町文化財専門委員が現状を確認し、対応しているとのことですが、異常気象時の台風、強風、豪雨、降雪等があった場合、見学者、利用者、地元の方等から文化財本体、進入路、案内看板、説明看板等に異常があるとの連絡があった場合、速やかに対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に質問に入ります。林野における放射性物質による動植物の影響について。野生のキノコ・タラノメ・コシアブラ・原木栽培の乾燥椎茸は、出荷・販売できない状況の原因と対策についてどのように行われているのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）お答えさせていただきます。

大場議員のご指摘のとおり、現在キノコ類、タケノコ、タラノメ、コシアブラ、ワラビ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、コイ、イノシシの肉、熊の肉、鹿の肉、ヤマドリの肉、これらが国の出荷制限や県の出荷自粛の対象となっております。自家消費につきましては、個々の責任となっております。

中之条町における出荷制限や出荷自粛に該当するものといましては、野生のキノコが中之条町全域で県による出荷の自粛が要請されております。また、タラノメは六合地区を除く旧中之条地区、コシアブラは町の全域で、国による出荷制限の対象となっております。原木栽培の乾燥シイタケ、こちらにつきましては、中之条町全域で県による出荷の自粛が要請されております。これらはいずれも群馬県によるモニタリング調査の結果により判断されております。これらの山菜等からいまだに放射性物質が検出されることがございますので、そうした状況が生み出すことによる、こうした状況となっております。こうした状況を解決するための対策があるかということですが、対象となる地域が広いことや、効果的な効果が見いだせる方策が現在ないということから、町としては特別な対策は行っておりません。国や県につきましても同様と思われます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）栗、クルミ等の木の実は大丈夫でしょうか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）栗やクルミにつきましては、特に制限や自粛はございませんが、食べ物として体の中に取り込まれるものとなっておりますので、出荷や販売の際には放射線の測定をしていたいただき、安全を確認した上でしていただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）原木は、加工品等に使用できないのか伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）原木の加工につきましては、特に制限や自粛はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）落ち葉等は、腐葉土に使用できないか、農作物に影響するか伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）落ち葉につきましても群馬県は腐葉土や堆肥等の生産や販売に関しては、農作物への放射性物質の影響を避けるという観点から利用の自粛を行っております。どうしても落ち葉を利用する場合には、県の指導の下で検査等によりまして、安全性の確認をした上で適正な利用・管理を行うこととされています。ただし、一般の家庭で花壇での利用や農作物の生産や流通等に関

わらない利用、こちらにつきましては自粛の対象となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）サンショウの芽、実は大丈夫でしょうか、伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）クルミ等と同じでございまして、こちらにつきましては山菜ではありますけれども、国の制限や県の自粛の対象とはなっておりません。販売する際には同じく検査をした上で販売をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）魚類は大丈夫でしょうか、伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）中之条町におきましては溪流魚になるかと思いますが、こちらにつきましては、養殖を除くイワナとヤマメが中之条町では国の出荷の制限の対象となっております。個人での消費につきましては同じく個々での責任となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、有害鳥獣で捕獲した動物に影響はないか伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）こちらも冒頭で述べましたイノシシの肉、熊の肉、鹿の肉、こちらは県全域が出荷制限の対象となっておりますので、出荷することはできません。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ジビエとして使用できないか伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）先ほど申し上げましたイノシシの肉、熊の肉、鹿の肉、これにヤマドリの肉が国の出荷制限の対象となっておりますので、この4つの肉に関しましては、ジビエ料理としての提供はできないものと思われます。その他の野生の鳥や獣、こちらにつきましては、放射性物質の検査を受けて、安全性を確認した上での提供となるものと思われます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）バイオマスボイラー使用の木質チップ使用に影響はないか伺います。燃焼時の排気、また燃焼後の灰等であります。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、中之条町にはバイオマスボイラーを使っておりますけれども、木質チップを使用することに対する制限は特にございません。また、燃焼後の灰につきましては、年に1度測定を

実施しており、昨年度は放射性物質が検出されました。本年度は未実施となっております。チップの燃焼後の灰につきましては、本来であれば、田畑の土壌改良のために利用することもできるものと思われますけれども、先ほど申し上げましたように、放射性物質が検出されておりますので、灰は産業廃棄物として業者に引き取っていただいているというのが現状でございます。いずれにいたしましても今までずっとご質問がありましたけれども、制限や自粛の対象となるもの、その指示や要請に従っていただき、その他のものにつきましても農協に出荷するものは農協で、その他で食用にするものであれば、不安があるものに関しましては、今まで同様安全を確認するために農林課、もしくは六合支所にお持ちをいただいて検査を受けていただくということが必要だというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）あと下水道処理場における処理後の汚泥に影響がないか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、上下水道課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）下水道処理場における処理後の汚泥の影響について問題ないかということでのお答えをさせていただきます。

東日本大震災による原子力発電所の事故を受けまして、農業集落排水施設で家庭作物用の汚泥肥料生産をしている下沢渡、折田山田、青山市城地区の3施設において、放射性セシウムが測定されたため生産を中止いたしました。以降、濃度測定を毎月行い、放射性セシウム濃度がゼロを6回継続することを生産再開の条件としてきました。平成28年7月から令和2年8月までに全ての施設において、ゼロの結果を継続し、安全性が確認できたため、現在は全ての施設で生産を再開し、無料配布を行っております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）答弁を踏まえて、根本的には放射性物質を除去なり、中和できないと解決できないかと思いますが、林野の産物、畑土の農産物を使用して仕事をしている方が大きな影響を受けることがあるようでしたら、それなりの対応をしなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わります。

○議長（山本隆雄）大場壯次さんの質問が終わりました。

次に、唐沢清治さんの質問を許可します。唐沢清治さん、自席でお願いします。8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。7項目にわたって質問を行います。1、富沢家住宅について、2、神保家について、3、白久保のお茶講について、4、嵩山

開発について、5、道の駅霊山嵩山について、6、中之条湯河原線について、7、ロマンチック街道について行います。

1、富沢家住宅について、(1)、富沢家の管理状況についてお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの富沢家住宅の管理状況につきましてお答えをいたします。

戸の開閉や清掃などの日々の管理につきまして、令和元年度までは近所の方に委託しておりましたが、令和2年度以降は、その方が都合により管理ができないというお話がございました。その方をお願いできなくなったということでございます。そこで、地域でほかの方がいらっしゃるか、また観光ボランティアの方で対応できないかと検討いたしましたが、いらっしゃいませんでした。そのため、今年度につきましては、週2回、建物内部及びトイレの清掃作業をシルバー人材センターをお願いをしております。また、敷地内の草刈り等につきましては、地元の戸主会に年2回実施していただいているほか、職員が定期的に作業を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）職員が定期的にと今申されましたけれども、どの程度の頻度で行っているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）具体的な状況につきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員ご質問の職員が訪れる頻度でございますが、やはり職員も他の文化財業務等がございますので、定期的といってもこの曜日、この日というような定められた日で行けている状況でなく、他の業務の空き状況を見て、富沢家のほうに行き、管理を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございます。

どのような作業をどのくらい行っているのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）職員の業務内容でよろしいでしょうか。

○8番（唐沢清治）シルバー人材の方とか職員の方と、両方お願いいたします。

○生涯学習課長（富沢 洋）一般的に戸の開閉、清掃、あと外にトイレがございますが、トイレの清掃、また夏場におかれましては、時間の範囲で周りの草むしり等をお願いしている状況でございます。

す。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治）ありがとうございます。

時間的にはどのくらいで行っているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）職員につきましては、定められた何時間という、そういう時間帯では行わず、空いている時間ということで行っております。また、シルバー人材センターにつきましてもその季節季節で業務内容、例えば夏の草むしり等々なければ、時間的には短縮できるわけですが、おおむね半日というような形でお願いしている状況でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治）ありがとうございます。

半日あれば相当な作業ができると、そんなふうに思っております。ぜひとも国の重要文化財でもありますので、適切な管理をよろしくお伺いいたします。

次に、裏屋根にコケが生じていたり、くぼんだ部分があるが、対策についてお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの富沢家住宅の屋根の傷みについてお答えいたします。

富沢家住宅の屋根につきましては、平成21年度にふき替え工事を行っており、現在12年が経過しております。

議員ご指摘のとおり、北側の屋根にはコケが生え、全体的にややくぼんでいるように見えるほか、棟の部分も傷みが生じてきております。この状況につきましては、県の文化財保護課、文化庁にも情報提供を行っており、指導を仰いでいるところでございます。

これまでは約15年ほどでふき替え工事を行ってきたことから、近い将来国庫補助事業としてふき替えを行えるよう準備を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治）ありがとうございます。

15年に1度修復作業を行わなければならないということだと思います。

次に、その15年で1度修復ということでございますけれども、その修復の費用というのはどのくらいか分かったらお願いいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）大変申し訳ございません。今の段階では、費用のほうはお答えできない

状況でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） どうもありがとうございます。

かやぶき屋根の寿命は一代30年から40年と言われています。15年ということですので、もし火を燃やして長寿命化が図れれば、その15年の費用ですか、それによって管理等がある程度できるのではないかと思いますけれども、どう思われますか。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋） 議員ご提案のとおり、ふだん常駐でどなたかがいらっしゃって、火を燃して煙でいぶすというような状況があれば、今の15年と先ほど申し上げましたが、耐用年数については延びるのではなかろうかと考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） ぜひともその火を燃やして管理をしていただき、長寿命化を図り、それを観光というか、火を燃やすということは要するに鉄瓶があればお湯が沸いているので、そこに訪れた人にお茶のサービスもできますし、あとはお湯が沸いていれば、そばがきとかおやきとか、すぐに体験というか、すぐに時間をかけずに体験することもできますので、ぜひとも決められた管理者を週に1回でも2回でもいいので、置いて、長寿命化、寿命が少しでも図れるようにしていただきたいということと、そこに訪れる人がそこで地元の人と話もできたりすれば、中之条町の宣伝にもつながるのではないかと考えておりますので、そういったことでひとつ取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後の活用についてお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） 先ほど議員のほうから富沢家住宅の中で火を起こして、お客様にお茶等提供できればというお話があったわけなのですが、実際におやきというお話もありましたけれども、埼玉県小川町の吉田家住宅というのがございます。こちらは、市街地からさほど離れていないということ、それからアクセスも容易にできるということ、また管理できる方が近所にいるというようなことで実施をされているようなのですが、先ほど、私、最初に申し上げましたように、管理のほうを地域の方にお願ひできないかということで探してみたわけなのですが、結局見つからなかったというような現状があります。この埼玉県の小川町というのは富沢家とは条件が異なる、従ってそういう状況もできるようになっているのかなというふうに思っております。したがって、今議員からお尋ねにあった今後の活用ということにつきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

富沢家住宅につきましては、六合赤岩の伝統的建造物群とともに、日本遺産「かかあ天下一ぐん

まの絹物語一」の構成資産となっております。同じ伊参地区の県指定重要文化財「神保家住宅」、これにつきましては、江戸時代末期の養蚕農家建物でございます。また、名久田地区赤坂にございます東谷風穴につきましては、明治から昭和にかけて蚕種を冷蔵保存し、吾妻の蚕糸業発展に大きく貢献した施設でございます。

今後町内に点在いたします養蚕をキーワードといたしました文化財を線で結んで、幅広く発信するなど、効果的な活用方法を探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） ぜひともよろしく願いいたします。

先ほど人材活用センターの人が週に2回ぐらい管理に訪れているという話なのですが、そういうものは発展させて、半日でもいいですし、1日というか、3時頃まででいいですので、そのへんのところをひとつご検討いただければと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、神保家住宅についてお尋ねいたします。

（1）、保存活用に向けての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） 議員お尋ねの神保家住宅保存活用に向けての進捗状況でございますが、神保家住宅につきましては、保存・活用や整備の方法を検討するために、令和元年度に「神保家住宅保存活用検討委員会」を組織いたしました。本委員会のご指導・ご助言を得ながら、これまで建物調査と耐震基礎診断調査を実施しております。令和2年度には保存や活用の基本方針を定める保存活用計画の策定に着手をいたしました。

今年度は、この保存活用計画を完成させる予定でございましたけれども、10月26日に開催いたしました委員会におきまして、神保家住宅の整備方法を検討するため、敷地内に残る蔵や物置などの附属建物が屋敷構えを形成する上で重要であるということのためにさらに調査が必要であるとの見解が出されました。

そこで、保存活用計画を策定する前に今年度から追加調査に取り組むことといたしました。将来的に県指定から国指定への昇格を見据えた大事な調査となることから、しっかりと取り組む必要があるというふうに考えております。こんな経緯で今進めております。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） その保存活用計画ですか、それはあと1年とかどのくらいで計画が出来上がるのでしょうか。もし見通しが分かれば。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋） 計画策定樹立の目処でございますが、先ほど教育長の答弁にもございましたように、委員会で検討した結果、現状では県指定のが母屋のみですが、神保家住宅はそこ周辺

の、そこを取り巻く書斎やら蔵やら、そういうものも重要な位置づけであり、それらを含めて、将来的に向かった計画を立てなければならないということで、本年度計画樹立を目指したわけですが、10月に行われました委員会の席で、さらに調査が必要だという見解が出され、今年度3月31日になりますが、まだ調査を継続し、その調査の進捗状況、調査の結果次第で、また令和4年度に調査が食い込むかもしれませんし、それらを見通す中で最終的な樹立年度が定まってくると思います。事務局といたしましてもなるべく早めの樹立ということは願ってはおりますが、将来国の指定というような見越す中では、やはり今の調査が重要な調査となっておりますので、計画がいつ樹立できるかはこの場ではちょっと申し上げられない状況でございます。申し訳ございませんが、ご了解いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）重要な施設でありますので、じっくりと検討していただき、なるべく早く実現するようにひとつよろしく願いいたします。

次に、（2）、地元の方も関わっているのか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）先ほど申し上げました「神保家住宅保存活用検討委員会」の委員さんに、議員お尋ねの地元の方の関わりということでございますが、それにつきましてお答えをいたします。

神保家住宅の保存・活用や整備の方法をご検討いただくために組織をいたしております検討委員会でございますが、地元の前区長さん並びに現区長さんを委員さんとして委嘱をさせていただいております。委員といたしましては、7名の委員さんにお世話になっているわけですが、そのうち2名を今申し上げた前区長さん、現区長さんでお世話になっているということでございます。委員会には、建築部会、それから文献等調査部会、それから活用検討部会という3つの部会が設けられました。これは、先ほど申し上げましたように10月26日の委員会の中で今後こういう方向で進めていったほうがいいだろうということが出ました。先ほどのいつ頃報告書ができるのかということなのですが、やっぱり進めていく中でいろいろ委員さん方のご意見を聴きながら慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

この3つの部会の中で、特に「活用検討部会」におきまして、神保家住宅の管理や活用方法等を検討していく中で、地元の前区長さん、現区長さんにご意見等をいただいきたいというふうに予定しております。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうもありがとうございます。

是非とも、地元の人たちが関わりを持って、地域の活性化につながるようにひとつよろしく願いいたします。

次に、3、白久保のお茶講についてお伺いをいたします。

(1)、高齢化などにより対応する人が少なくなり、体験受入れが厳しくなっているようだが、今後どのように対処していくのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの白久保のお茶講の体験受入れが厳しくなっているということへの対処につきましてお答えをいたします。

白久保のお茶講は、中世に行われていた闘茶の形式を残している、全国的にも珍しい行事でございます。この行事は、五反田の白久保組の方々により伝承されまして、毎年2月24日に開催されております。

お茶講は、白久保の地域の行事として伝承されたものでありますけれども、昭和56年に県の無形民俗文化財に指定されるに当たりまして、お茶講を後世へ伝承することを目的に、白久保お茶講保存会が設立をされました。以来、年1回の地域行事以外にもお茶講体験を実施していただいております。しかしながら、これまでお茶講の伝承を担っていただいていた来の方々の高齢化によりまして、体験会の開催が議員ご指摘のとおり難しくなっているのが現状というふうに思っております。

とはいえ、一般の方々がお茶講を体験する機会は体験会しかございません。今後につきましては、開催の方法、保存会や町の役割につきまして、地元の方々とも協議を行い、方向性を模索してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）方向性を模索していきたいということですので、ひとつよろしくお願いします。

自分の考えなのですが、ちょっと申し上げたいと思います。昨日、おとといと、小学生がお茶講体験をツインプラザで行ったようですが、これらもこれから青山家などとの交流やお客様を迎えるにあたって、お茶講会館を使ってこそその体験だと私は思います。

そこで、お茶講会館までマイクロバスが行けるようにできないか、また伊参交流館が伊参公民館になるとのことですが、そこに宿泊施設を造り、地域づくり協力隊員をお願いできれば、地元白久保や日本で最も美しい村連合に加盟している伊参地域の活性化につながると思いますので、ご検討をお願いいたします。

次に、嵩山開発についてお伺いをいたします。

(1)、西登山道整備にかかれないかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）嵩山の整備の問題でございますけれども、西登山道は大天狗手前の東屋から嵩山の裏側を通り、五反田の中村にある和利堂に通ずる登山道であります。その中には嵩山三十三観音のうち、2つの観音像があると承知をしております。

嵩山はご承知のとおり、歴史のある山であります。中之条町のシンボルでもあります。開発や整

備につきましては、まずは現地の確認が必要でありますけれども、さらに地元五反田のみなさんを
含め、観光関係団体とも協議した中で検討をしなければいけないというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）お答えありがとうございます。

このコースには33番目の観音の上に池の平という場所があり、嵩山百体観音の一部の観音群があります。また、嵩山百体観音を建てた空閑和尚の墓が和利堂に、五反田学校、産石、双体道祖神、石薬師などがあり、嵩山一周ができます。積極的に取り組んでいただけたらと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、道の駅たけやまについてお伺いをいたします。

（１）、道の駅の収支をお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）通告の要旨を確認させていただきますと、道の駅の収支とそば処の収支ということでご提出いただいておりますが、こちら道の駅のそば処けやきの事業につきましては、道の駅霊山たけやま運営事業として一体の事業として行っておりますので、道の駅霊山たけやま運営事業としてまとめてお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○8番（唐沢清治）お願いします。

○農林課長（小池宏之）ありがとうございます。

道の駅の運営につきましては、平成30年度まではおおそ年平均で400万から500万円ほどの黒字で運営しておりました。しかし、令和元年度につきましては、物品販売の減少やエアコンや浄化槽等の修理による修繕費等によりまして700万円ほどの赤字となりました。そして、令和2年につきましては、みなさんご存じかと思いますが、コロナウイルスの蔓延やそれに伴う緊急事態宣言の影響等によりまして、そば打ち体験の中止、それによる減額、来店者の減による物品販売とそば処けやきの売上げの減、またこれに加えて、たけやま館のトイレや屋根瓦の修理等、またそば処けやきの屋根の工事で830万円ほどのカヤのふき替え、差し萱という一部のふき替えによるものですが、こちらの歳出等がございました。このように令和2年度につきましては、例年とは大きく異なる事情が重なりまして1,400万円ほどの赤字となりました。

2月には如月キャンペーンが開催されまして、その効果で道の駅たけやまに多くのお客様にお出かけいただき、収益の回復を期待したのですが、コロナによる減益分を吸収することはできませんでした。

また、道の駅霊山たけやまの運営事業におきましては、地元産の農産物の販売のほか、そば処けやきにおいて提供しておりますおそば、こちらに使います玄そばを中心にシイタケやナスといった

地元の食材につきましても年間で四、五百万円ほど買い上げて、食事として提供することで地元農業の振興にも寄与しております。

令和3年度、今年度ですが、こちらにつきましても、引き続きコロナウイルスの影響を受けておるような状況でございまして、前期、9月までにおきましては、来客数も売上げもコロナ前の状況には届かない数字となつてございます。しかし、今年度コロナウイルスの感染者が急激に減少し、コロナに関する規制の緩和やビエンナーレの開催が重なった10月につきましては、来客数、売上げ、いずれにつきましても前年度、前々年度を上回る成績となつてございます。この様子が11月につきましても継続すればと考えております。

また、今年度につきましては、引き続きまたコロナの様子が心配されるような状況にもなっておりますので、こちらに対する対策をしっかりと行うことを第一としまして、道の駅霊山たけやまの運営をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうもありがとうございます。

30年までは黒字ですか、500万ほど黒字ということなので、コロナの影響とか様々な費用とかかかって、ちょっと赤字ということなのですけれども、これからはぜひとも前の状態に戻るようにひとつよろしく願いをいたします。

道の駅は、私の考えるには収支ということではなく、様々な意味や役割があると承知しております。私は、ここに道の駅があることに意義があると思っております。この場所には天王石があります。天王石というのは、昔市が開かれた場所です。また、あそこは親都浅間と言われたところでもあります。嵩山は、親都神社などを控えており、多くの人々が訪れることにより収支も改善されると思います。農産物や特産品、工芸品、嵩山など、あるものを生かして、イベントなどをするなど工夫して運営をしていただき、より多くのお客様が来ることを願っております。よろしくお願いいたします。

次、6、中之条町湯河原線について。

（1）、拡幅修復についてどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）主要地方道路中之条湯河原線の拡幅改修につきましては、平成30年度で西中之条工区が完了し、引き続き大道地内において、地権者の同意が得られそうになったことから、中之条土木事務所長が替わるたびに出向いて要望しております。

しかし、近年の道路予算の動向としましては、防災・減災関連以外の予算の確保が困難となっていることから、拡幅改修のめどが立たない状況となっております。このため、現在進行している中

之条湯河原線での工事は、防災工事として岩本から大道地内にある道路擁壁3か所の補修や舗装の補修工事のみとなっております。したがって、今後も継続して拡幅改修の予算の確保を県土木へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうもありがとうございます。

地権者等の話し合いもできているようですので、ぜひとも拡幅、修復等が行われるよう、土木事務所等の働きかけをひとつよろしく願いいたします。

次に、（2）、みなかみ町との連携はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）お答えをさせていただきます。

大道峠でみなかみ町とつながっておりますけれども、その連携については、平成27年8月に整備促進期成同盟会が設立をされております。この期成同盟会では、両地区の県議会議員のみなさんには顧問をお願いしたほか、県の所管となる県土整備部長、あるいは道路整備課長、また中之条、沼田の土木事務所長にもご臨席をいただいております。そして、両町の議会からは正副議長をはじめとする所管の常任委員会の委員のみなさんで構成されており、毎年行われる総会に合わせて、現地視察や意見交換を行ってきたわけでございます。

しかし、昨年の総会はコロナ禍で書面による開催となりましたが、今年の総会につきましては、感染状況が収まっていけば、12月20日にみなかみ町で開催される予定でございます。今後も引き続き密接な連携を図りながら活動してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、ロマンチック街道についてお伺いをいたします。

（1）、中之条湯河原線をバイパスとして売り出すことはできないか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現在この中之条湯河原線につきましては、ロマンチック街道としての指定はされていないという路線であります。指定につきましては、15の市町村、12の団体で構成する日本ロマンチック街道協会の総会において議決を得る必要がございます。過去には他の市町村で追加の指定をした経緯もございます。

売り出す際には、まずは路線の指定が先であると思われ、指定をするかどうかの件につきましては、今後検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）中之条湯河原線の沿線には歴史、文化、景観など、優れたところがたくさんあります。国指定重要文化財2つ、県指定文化財は天然記念物4つ、町指定文化財7つ、そのほかにも伊参スタジオ、紅殻（ベンガラ）地蔵、なかよし地蔵、しゃべり石、日本一のモミ、道の駅、また歴史物語などあり、ロマンチック街道に私はふさわしいと思います。関係する市町村、団体に積極的に働きかけていくことをお願いをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）唐沢清治さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 自午後11時41分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、自席でお願いします。11番、福田さん

○11番（福田弘明）それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

本日は、令和4年度予算編成に向けての町長の思い、また人間ドック指定施設以外への受診費用助成、もう1つ、ドローンの導入について、この3点について質問させていただきます。

まず最初に、令和4年度予算編成に向けての思いについて町長にお伺いいたします。12月に入り、新年度に向けた予算編成の時期となっております。町長も2期目の最終年度ということで、来年度、令和4年度は総仕上げになります。今までを振り返り、掲げておられた公約がどのような成果をなし得たのか、また最終年度総仕上げとしてどのようなことを重点に予算編成に臨まれるのかについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、福田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私は、平成26年11月より町政を担わせていただいておりますが、町政運営の継続を基本としながらも中之条町の特性を生かした、魅力的で活力ある町の実現に向け取り組んでまいります。

6つの重点目標である教育環境の充実・産業の振興・交流人口の増加・健康増進・福祉の充実・財政の健全化の取組により、中之条町が持続的に発展し続けられ、多くのみなさんに中之条町に「住んでいてよかった」、「住み続けたい」と思ってもらえるように各種施策に職員一丸となって取り組んでまいりました。

具体的な独自の施策としては、教育環境の充実では、指導主事の配置や英語教育推進プロジェクト、適用指導教室「虹」の開設、給食費や保育料の無料化が挙げられます。

産業の振興では、新規就農者への支援を町の単独事業として拡充しております。

交流人口の増加においては、準町民制度・なかのじょう周遊チケット・廃校利用として「イサマムラ」の建設・東京青山及び郡上市との都市交流プロジェクトを立ち上げ、移住コーディネーターにつきましてもいち早く設置し、支援を行ってまいりました。中之条ガーデンズも今年4月にグラ

ンドオープンを迎え、町の農業・観光の拠点施設として、その役割を果たすべく取り組んでおります。

健康増進では、がん検診における個人負担の免除・各種任意予防接種費用の助成・歩いてためる健康ポイントの事業を行っており、その充実に努めております。

福祉の充実では、子育て環境において、不妊治療費への助成・安心出産サポート・チャイルドシートやおむつ購入費助成・子育てモバイルサービスを行っております。移動困難者対策として「なかのん号」の運行や移動困難者タクシー助成事業を行い、除雪ボランティアでは、地域住民のみなさんにご協力をいただき、対応をお願いしているところであります。

財政の健全化につきましては、継続して国や県からの補助金、有利な過疎対策事業債の活用により、財政調整基金の確保にも努めてまいりました。

令和4年度は、町長として8回目の予算編成となりますが、11月26日に予算編成会議を開催し、職員に指示をしたところであります。

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応し、感染防止への取組を最優先としながらも社会経済活動との両立を図りながら、町民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指す必要があります。

人口減少が全国どこの自治体においても大きな問題となっている中において、いかに特色ある施策を展開していくかが課題となっており、目を引く新たな施策も当然に必要となるかと思いますが、現在の住民サービスを低下させることなく、町政を安定的に運営していくことも必要不可欠であります。

今後予定される国の経済対策や補正予算の動向を見極めながら、適時・適切に対応していく必要があります。経済対策につきましては、引き続き町内の各種団体から現状や要望・ご意見をいただきながら、真に必要なとされる対策をスピード感を持って効果的に講じていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）今までを振り返っていただいた中で、いろいろ私としては手堅くいろんな施策を打っていただけてきたなと感じております。その中で、3年前の町長選におきましては、中之条ガーデンズ、先ほど町長の答弁の中にありましたが、選挙の争点ともなって、町民のみなさんの関心も高まりまして、議員の中においても考えの異なる議員が多く存在したと私は理解しております。そんな中で、私自身は異を唱えた方々から、町の産業振興としての中之条ガーデンズの構想の代案となれるような提案もなかったということもありまして、町長の考えに賛同してまいりました。

昨日行われました予算決算審査特別委員会におきましてもガーデンズにつきましては、入園者数が9万5,000ということで、この観光業界全体、新聞にも報道されておりましたが、入湯税が4割近

く減っている中で9万5,000という数字は非常に評価される数字だと思っておりますし、やはり昨日の予算決算審査特別委員会において、レストラン部門の売上げが想定以上の数字を出しているということで、歳入のほうに計上させていただいたことも私は立派な成果だと思っております。

所管の部門でございますので、質問はいたしません、私はこのガーデンズについては非常によかったかなと思っておりますので、引き続き来年度も立派な業績が上がるよう期待申し上げますので、そのへんはよろしくお願いいたします。

さて、町長、今言った中で、1つ、よく私が耳にしていたことで健康寿命の増進という文言が、確かよくお話になられたと思っているのですが、これについての成果はどのような成果をなし得たのか、これは保健環境課長のほうがよろしいのですか。そのへんをお答え願いたいのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）では、全体的に私のほうから述べさせていただいて、補足がありましたら、課長からお願いしたいと思います。

ずっと健康寿命の増加ということを口にしてきたわけでございますけれども、これなかなか成果をつかむのは難しいかなというふうに思います。これは、福祉だけやればいいということではなくて、環境面とかいろんな面で健康寿命が延びるということでありますので、なかなか計り知れない部分があるというふうに思っておりますけれども、まず福祉の充実等ではいろんな施策をさせていただきました。健診等も全て無料ということでありますし、今回のコロナ対策についても十分できたかどうかはみなさんの評価に値するところであると思っておりますけれども、職員が一生懸命一丸となってやっていただいたということでございまして、そういうことも含めて、健康寿命の増進につながっているのかなというふうに思っております。それだけではなくて、産業とか予算とか6つの柱、それが全てそこにつながっているかなというふうに思っております。総体的なことを申し上げました。

以上です。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）そうすれば、健康寿命についてご報告をさせていただきます。

健康寿命につきましては、国のほうの健康寿命のあり方に関する研究会の中で、指標の表し方が変更になっております。従来の健康寿命につきましては、日常生活に制限のない期間の平均というような形での出し方をされていましたが、現在は日常生活動作が自立をしている期間の平均ということで、介護保険のデータをベースに算出されている形に変更されています。そのデータを基に中之条町の状況の報告をさせていただきますが、5年前の数値と比較をしまして、令和2年度でいきます自立の期間です。男性につきましては、令和2年度につきましては79.6歳ということで、5年前と比べまして、プラス1.1歳延伸されています。女性につきましては83.8歳、これにつきましても5年前と比較しまして、プラス0.7歳延伸されているような状況となっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町長の話のとおり、健康というのがこの6つの柱の基本、全くそのとおりだと思っています。健康なくして日々の活動なし、とにかく私も健康第一だと思っております。そういった中で、この健康寿命につきましても5年前に比べて、男性で1.1歳、女性で0.7歳延びているということは、私は非常に好ましいことだと思っております。令和4年度におきましてもこの健康増進に向けて一生懸命政策を取っていただきたいと思いますと思っております。

それと、先ほどの来年度に向けての町長のお考えの中で、人口減少ということを挙げられております、これに備えるということでございますが。やはり昨日の予算決算審査特別委員会においても民生部門での補正予算が非常に計上されておまして、そういった中で、背景としましてお尋ねしましたところ、中之条町の高齢化率が39.8%という数字だという回答をいただきまして、また昨日の上毛新聞、県全体で高齢化率が30.4%になっていると、非常に高齢化が進んでいるなど実感しておる次第でございますが、この高齢化率39.8、ちょっと前の数字からかなり高齢化が進んでいるかなと感じたのですが、これは令和3年4月1日のデータだと思うのですが、直近と比べて、どのような具合で数字が上がっているのか、そのへんを教えてくださいませんか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）申し訳ございません。過去5年間で申し上げますと平成29年度でございますが、人口が1万6,635人に対しましての高齢化比率で36.42%でございます。平成30年度におきましては、人口が1万6,350人、高齢化率が37.22%、令和元年度でございます。総人口1万6,033人、高齢化率が37.92%、令和2年度におきましては、総人口1万5,690人、高齢化率が38.81%、令和3年度総人口が1万5,405人、高齢化率が昨日申し上げましたとおり、四捨五入で39.8、手持ちの資料ですと39.77%ということになっております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。

5年間のうちに人口が1,000人も減って、高齢化率も押しなべて見ると1年に1ポイントずつ上がっていくような状態で、そうしますといよいよ令和4年度は40%台に上るかななんて思って、今課長の答弁を聞いていたのですが、この人口減少、非常に大きな問題になってくるかと思っております。

そこで、関連してお尋ねするのですが、かなり以前ですが、限界集落という言葉をよく耳にしまして、当中之条町にも限界集落がどこそこにありますよという話を伺ったのですが、直近ではこの限界集落というのは町内の行政区においてどのくらい、今あるのか、そのへんの数字を教えてくださいなのですが。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）限界集落ということですが、65歳以上の人口が50%以上の行政区について申し上げますと、令和3年4月1日現在で26行政区ございます。1年前の令和2年4月1日現在ですと21行政区となっております。以上でよろしいでしょうか。

○11番（福田弘明）はい。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）関連してお尋ねしますが、データをもしお持ちでしたら、今高齢化率で50%ということなのですが、上のほうで高いところでいうと、一番多い高齢化率を示している集落というのはどのくらいのレベルに高齢化がいつているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）令和3年4月1日現在の人口ですと、一番高率を示している行政区ですが、六合地区の15区の71.05%ということになります。70%を超えたのはこの3年4月1日現在の15区が初めてでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町長、5年で限界集落と言われている数が21から26と、一番高齢化率が高いのは71.05%ということで、集落そのものの存在にもかかってくる事態が想定されるのですが、町長、令和4年に向けての考えの中で人口減少ということが非常に言われましたが、本当にそうだと思っております。

本当に集落の機能さえ維持できなくなると、これは非常に厄介なことになると考えております。ぜひ令和4年度に向けてはそのへんもよくお考えの上、予算編成に臨んでいただきたいと思います。そのへんのお考えを、町長、一言お願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今住民福祉課長から限界集落の26ということで報告をいただきましたけれども、限界集落は50%の高齢化率だけではなくて、そのほかに区長さんとか公職を担う人がいないということも含めて限界集落ということになっております。どこの行政区もまだそういった機能は果たせられるということでございますので、高齢化率だけでいうとちょっと心配でありますけれども、そういう状況でございます。

しかし、5年で平均年齢も3歳ぐらい上がるということでございますので、これが下がるという要因は一つもないということでございますので、またずっとその高齢化率も上がっていくというふうに思っておりますので、そこら辺の地域の中の助け合いとかそういったものを介護保険の協議体等を今検討しております。そういったところでそれが活躍できる、そういった地域をつくっていく、まずそれをつくっていくことが必要かなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）具体策についてはまだ発表できない段階であろうと思いますので、3月議会に期

待してお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目の人間ドック指定施設以外への受診費用助成についてお尋ねをさせていただきます。このことにつきましては、令和元年12月議会において指定医療機関外でのドック受診にも助成を質問させていただきました。その際の答弁はまとめますと、「町の指定した医療機関は4か所あって、郡内の医療機関で受診契約を結んでいる。町民の方が受けやすい環境づくりが必要だと思うので、今後その拡大に向けて医師会との意見交換を含め検討します」との答弁をいただいているところでございます。そこで、再度改めて指定した医療機関外への助成についてお伺いいたします。

理由について、改めて簡単に申し上げます。大きく分けて3つございます。

1点目は、日本人間ドック学会機能評価認定施設において受診ができるということでございます。

2点目として、豊富なオプション検査項目、例えば非常に発見の難しい膵臓がんなどについても有効な検査メニューが整っている機関があるということでもあります。特に最近なのですが、私の耳に入る中においても非常にお若い方がこの膵臓がんでお亡くなりになられたという事例をよく耳にしておりますし、ばかに膵臓がんでお亡くなりになられる方のお話が耳に入ってくるなんて私は感じておったのですが、この膵臓がんにつきましては、5年生存率が何と7.5%と、もう見つかったらほぼ駄目だよというような、非常にたちの悪いがんのようでして、これも町で指定している4つの施設では体の上からの超音波検診という形で今実施されているかと思うのですが、はっきり申し上げまして、その方式では、膵臓というのは胃の下のほうにございますので、なおかつ体格のいい方等はなかなかいい映像が撮れないということで非常に発見のほうも難しい、たまたま何かの検査の都合で初期の段階で見つかった人が幸い助かったというようなことをお聞きしている状況でございます。そんな中で、県内のドックのほうの情報を調べさせていただきますと、胃袋の中から超音波で膵臓のほうを精査すると、またMRIを利用した検査、そういったオプション検査を用意しているところもございます。また、膵臓がんにかかわらず、心臓関係においてもただ単に簡単に心電図を撮るだけではなくて、一晚装着させて心電図を記録するとか、運動で心臓に負荷をかけて心電図を撮るとか、そういったメニューも用意しているところもございますし、何をおいても一回のドックの検診で頭も体のほうも一緒に検査できますよというメニューをそろえているところもございます。

あと実際人間ドックを経験してみて、非常に大変なのが大腸内視鏡検査なのですが、2リットルもの下剤を飲んでから診ていただくというのは、これは非常に健康な者にとっても非常に負荷が高いと、人によってはそんなこととてもできないという方もいらっしゃいます。そういった方には下剤を飲む必要もない、大腸3D-CTというのを用意されているところもございますし、全身のがんが心配な方はPET-CTがん検診というのも用意されております。やはり大体年を取ってくると、検査すればどこかに悪いところが見つかるので、私としてはそういったところを受診できるように、健康のことは個人の問題だよと言われてしまうとそれまでなのですが、町が指定した4

つの施設においては助成を出しているのですから、そういったところでの受診に際しても助成をぜひしていただけるように検討いただきたいと思いますと思っております。

そして、前回の答弁のときに、検診の結果についての情報もというお話があったのですが、私は、もしそれでしたら検診のデータと引換えに償還払いという形を取っていただくという方法もあるのではないかなと思っております。

そして、もう1つ。3点目として、これも前回話させていただいたのですが、町の職員の方は共済組合で、群馬県中どこでもいいところでドックを受けられるのですよね。納税者の立場の町民の方は4つしか駄目だよというのは、私に言わせるといささか不平等ではないかと、ちょっとかちんとくることなのですが、このへんも踏まえて、ぜひご検討いただきたいと、改めてご検討いただきたいと思いますと思っております。それで質問させていただいております。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、前回は質問をいただきました。その後検討した部分がございしますので、担当課長から説明をさせていただきたいと思います。住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）先ほどの議員のご照会にもありまして、現在国民健康保険並びに後期高齢者医療保険の被保険者につきましては、現在日帰りドックが4医療機関、人間ドックと脳ドックが、こちら同一医療機関でございますが、1医療機関に委託して実施しております。

町の指定医療機関以外での人間ドックを希望する声というのを私、住民福祉課のほうに異動してきてから声が聞こえてくるなんて待ちながら検討させていただいて、様子を伺っていたのですけれども、直接そういった声が届きませんでしたので、今年度の人間ドック希望者を対象にいたしまして、「指定医療機関以外での受診希望」についてアンケート調査を実施いたしました。その結果といたしまして、指定医療機関以外での受診を希望される方は8%いらっしゃいました。その理由といたしましては、恐らく働いていらした現役当時だと思うのですが、前に人間ドックを利用したことがあるですとか、あとはかかりつけ医だからという方もいらっしゃったと思います。このように9割以上の方が指定医療機関での受診で満足してくださっておりまして、また人間ドックの受診を希望する方全員に今のところ受けていただいているという状況でございます。そういう現状での実施にご理解をいただければと思っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、様々な機器を整備されている医療機関が実際あることも承知しておりますし、そういった希望もこれからはいろいろ多様性の時代もありますので、そういった方も多くなるのかなと思います。また、感染症対策により指定医療機関での受入れが急遽できなくなったり、また人間ドックの受診そのものを希望される方が増加したり、指定以外の医療機関での受診を希望される方が多くなるというような場合には受入れ先の拡大も必要になると思われま

ので、以前議員からご提案いただいた償還払いでの対応等も課題といたしまして、引き続き町民の方が受けやすい環境づくり含め、検討してまいりたいと思っております。

我々、共済組合の加入者が群馬県中どこでも受けられるというお話がございましたが、そこは保険者の違いということで、国保の場合には県と市町村が保険者ということでご了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）現在ドック希望者全員が受診できるということは、これは私は非常に素晴らしいことだと思っております。

町長、先ほどの6つの柱の中にも健康増進ということも含まれております。ぜひさらなる検討をお願いいたしまして、この質問はこれで終わらせていただいて、次に3番目のドローンの導入についてに移らせていただきます。

11月に起きました山林火災において、現場の状況を踏まえて痛感したのは全体の消防体制の把握、また延焼中の周囲の状況把握においてドローンを活用する有効性についての認識でした。とりわけ今回の現場のような周囲が見通せない山林内などにおいて消防隊の全体の把握、延焼状態の把握は適切な指揮を発する上で必要不可欠であります。

また、火災に限らず、災害一般においての状況把握、またこういった消防とか以外におきまして先般行われた、11月28日まで行われた旧太子駅フェスタにつきましても、あの日は天候は非常に悪かったので、あれですが、昨年のように天候のよい状態でありましたら、ミニSLに乗っているところのPR動画なども上空からの撮影などで非常に期待できるのではないかと考えております。

以前、バイテック文化ホールにおいて、このドローンについては勉強会が持たれたのですが、最近のドローンは非常に操作も簡単になってきておりまして、また小型、軽量で、価格も非常に安くなっております。特に200グラム未満のドローンについては、航空法の法律の適用外、適用外だからといって何も規制がないかという点、若干の規制はあるのですが、非常に手軽に、なおかつ本当に見ていますとびっくりするほど、まるで上空から映した動画が静止画のようにぶれない映像が見られます。特に4K、この200グラム未満のドローンにしても4K映像ということで、とにかく見ていただくと、これほど鮮明に映るのかとびっくりされるような映像が帰って見られますし、GPSも当然搭載されておりまして、オートリターンというような機能もございまして、電波が届かなくなったり、また電池の寿命が短くなってくると自動的に帰ってきます。近所の人なんかの様子を見ていますと、子供におもちゃとしてドローンを買ってあげたいと、操縦の面でも非常に楽しんでいます。

町内では、大きなイベントも今はコロナの影響で自粛のことで行われておりませんが、大きなイベントもございます。そういった部門で活躍が期待できると思うのですが、ぜひこれを導入をして

みたらどうかと、そういう提案でございます。町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）11月に六合地区で発生をいたしました山林火災につきましては、福田議員にもおいでをいただいたわけでございますけれども、消防団員の迅速な消火活動によって、その被害を最小限にとどめていただき、感謝するとともに、とても心強く感じた次第でございます。

そして、10月に実施されました消防団の合同訓練がまさに生かされたものでありました。

そして、議員ご指摘のドローンにつきましては、建物火災や林野火災での延焼状況や残火状況の確認等、消防団員が立ち入ることが困難な場所の情報収集活動を充実させることが可能であり、撮影した画像を災害現場の指揮本部で確認し、迅速な災害対応が可能となるものと思われております。

また、行方不明者や遭難等の要救助者の捜索や救助活動にも生かされるものと思っております。

ドローンの災害時の活用につきましては、消防本部で導入し、様々な場面で活用され、ドローン部隊を構成している消防本部も出てきているようでございます。吾妻広域消防本部におきましてもその必要性からドローンの導入に向け、検討がなされております。

この間も来年度予算の理事査定がございました。その場で、私のほうから提案をさせていただき、消防本部のほうで設置をして、そうすることによって、必ず現場には指揮隊が組まれます。指揮隊は最低2人ということでございますので、指揮隊の情報を集める、そのツールとしてもドローンは必要ではないかというふうに思っております。これを仮に消防団で持つとなりますと、相当の訓練が要であります。

今福田議員が言った200グラム以下というようなものについては恐らく強風とか悪天候の中でも飛行しなければならないということですので、あまり簡単なものでは通用しない部分がありますので、ある程度のものを購入して、そうするとその操作が常時できる人を備えておかねばならない。消防団の場合は、出動区域が決まっておりますので、その人が現場に行かない可能性もあるということでございますので、できれば消防本部のほうでこういったものを用意しておくことが必要かなというふうに思って、今広域の理事長、そしてお願いをしているところでございますので、その動向も見極めたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。

消防の広域のほうでも用意するということで、たぶんこの広域でやるやつというのは法律のいろいろもろもろの適用がされないドローンだと思います。ですから、非常に高価なやつで、例えば赤外線感知ができるとか相当な風が吹いても安定して飛行ができるとか飛行時間も長いだとか、たぶんこの200グラムを境にして別物だと思っております。

私は、消防団に限らず、まだ中之条町としてはたぶん一台もないと思うのです。だから、消防団に限らず、総務課で町の財産の一つとして入れていただいて、先ほども言ったようにイベントや何

かでも活躍できる部門はあると思います。

町長、本当にこの200グラム未満で、議員さんの中にも承知の人がいると思うのですけれども、本当に4Kの映像を撮ると、本当に詳細なところまで手に取るように、特に上空から映すというのは非常に把握ができて、本当にえっとびっくりするような、これほどのものなのかという考えを持たれると思います。ぜひ本当に200グラム程度のものでしたら安いです。操縦も本当に子供さんでもやっている方がいらっしゃるのです。そのくらいちょっとしたことで飛ばせるようになります。ぜひ新年度に向けて、このへんも検討課題としてご検討いただきたいと思います。お願いという形でこの場は示させていただいて、3月に期待しております。

以上で3つの質問についてこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）福田弘明さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時55分といたします。

（休憩 自午後1時41分 至午後1時55分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、剣持秀喜さんの質問を許可します。剣持秀喜さん、自席でお願いします。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、一般質問を行います。令和3年も新型コロナウイルスの対策に追われ続けた、そんな1年だったと思います。ようやく国内では感染者数も減少してきていましたが、ブレークスルー感染や新たなオミクロン株など、まだまだ対策の計画が必要な状況にあります。

さて、伊能町政も7年経過をし、今任期も残すところ10か月ほどとなりました。日々の暮らしのためにはもちろんのこと、20年、30年後も見据えた未来への責任ある政策を積み上げていただきたいと期待しています。そして、役に立つ議論を行政と議会では行っていきたいというふうに思っています。

そこで、今回の一般質問では新型コロナ対策、がん検診、中之条ガーデンズ、道路行政、六合地区の義務教育、町有源泉、この6項目について伺ってまいりたいと思います。質問時間60分を想定していましたが、議運での検討がなく、45分のままということでございますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、初めに新型コロナ対策から伺います。町の経済対策と感染対策について具体的に伺いたと思います。国の交付金を活用して、各自治体で様々な経済対策が行われていますが、当町でも如月キャンペーンをはじめ、税や使用料の減免等々、多分野にわたり行われてきました。

そこで、直近に実施した売上げ70%以上の激減事業者に対する支援金対策はどのような実績と効果があったのか伺いたしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、剣持議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

激減事業者経営対策の実績、そして効果ということでございます。激減事業者経済対策は、コロナの影響で売上げが減少している事業者のみなさんの中で、特に売上げが減少している事業者の方を支援していきたいという目的でこの事業を実施いたしました。現在のところ、申請者は現時点で16件、補助額は約190万円の実績となっております。令和2年度に実施した持続化給付金の給付状況を参考に予算計上させていただきましたが、昨年と比較すると、売上げが激減している事業者は予想を下回っております。結果的に少数ではありましたが、困っている事業者を救うという目的は達成できたと思っております。

しかしながら、予算枠が残っていることもあります。この事業は、国に対して事業申請を行い、交付の認可を受けております。事業の内容変更を行い、減少率を緩和することも一つの選択肢であると思います。この交付金の趣旨に沿った事業を検討し、町内事業者を引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）確認ですが、想定していた件数、金額をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）その数字につきましては、観光商工課長からお伝えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

件数については140件でございます。金額については手元に資料はございませんが、約2,000万円を想定しておりました。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）見込みの1割程度だと思います。大きな見込み違いがあったという結果になっております。これを受けて、早急に見直しを行って対応したいということでもあります。ただ、この経済対策の前に、観光協会からは支援を求める要望書も提出されておりました。役所の机上論でなく、現場の声に耳を傾けていただき、国からの交付金でありますから、有効に活用するように、ぜひ早急に苦勞している事業者へ支援をしていただきたいと思います。

次に、感染対策について伺います。当町のワクチン接種状況について、そしてまた1回目の接種予約時、大変町民が混乱したトラブルもありました。3回目へ向けて、どのように対策を考えているのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）新型コロナワクチンの接種状況についてご報告をさせていただきます。

11月24日現在の1回目の接種率が91.1%、2回目が90.4%となっております。また、3回目接種につきましては、現在準備を進めている状況ではございますが、医療従事者につきましては、既に接種券を11月24日から随時発送させていただき、12月接種予定者の分は発送済み、また1月の予定者につきましては今月発送するような段取りで今準備をさせていただいております。

また、接種の期間につきましては、2回目接種後8か月を経過した日程で接種ができるように、医療従事者につきましては各医療機関で接種をお願いしているような状況でございます。

また、町民につきましては、2月の中旬から接種が実施できるよう、現在医師会、医療機関等の具体的な調整をさせていただく予定となっております。また、予約につきましても現段階では2回目の接種日がこちらで把握ができていますので、それをベースに8か月経過後の日程のご案内をつけた中で発送ができればスムーズに接種につながるかなというふうに考えて、今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）私は、これからもまちづくりの手法の一つとして、これまで以上に行われていくのが広域行政だというふうに思っています。そういった意味で、このワクチン接種について、高山村との連携を検討されてはと思っています。

過日、高山村の担当者に、中之条の町民も高山で打ってもらえないかなと話したことがありまして、その頃中之条で私はまだ1回目を打っていないときに、高山では2回目が終わる頃だったというふうに思っています。担当者レベルでは、この連携について話があったかもしれませんが、より効率的、効果的な手段として検討されてはと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員おっしゃるように、人口規模によって、また医療機関の体制によっても接種の実施機関の差が出ているということは重々承知をさせていただいています。また、それぞれの町村の担当者とも随時相談をさせていただきながら、連携の取れる部分については連携を取りながら事業のほうを実施させていただいておりますが、特に全体の接種が終わって、少人数になってきた時期、この9月、10月、11月、この時期につきましては、高山村、また東吾妻町とも連携して3町村の希望者を1か所で接種ができるような形でワクチンを有効活用しながら接種日程を調整させていただいて接種をしているような状況でもございます。

また、高山の医療機関についても、郡の医師会もそうなのですから、町の範囲を超えて協力体制をいただけるというふうなお話もいただいていますので、また今後そういった部分も含めて、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、2項目め、がん検診について伺います。

町民の命を守るという力を入れ過ぎても入れ過ぎはないというくらい最重要施策の一つだと思えます。そこで、現在の町のがん検診の受診率等の状況をお知らせいただき、さらに今後どのような対策を取っていく計画があるのか、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）がん検診の受診率について、まず報告をさせていただきます。

令和2年度につきましては、若干コロナの影響によりまして受診控えもあります。前年度と比較しましてやや低い状況ではございました。受診率の一つの目安として、国のほうに報告をさせていただいております40歳から69歳までの全住民に対しての町の検診での受診率ということで報告をさせていただきます。これについては、職場等での健診をしている部分については含まれておりませんので、ご承知おきください。令和2年度の実績では、胃がん検診が11.8%、大腸がん検診が16.5%、子宮がん検診が20.9%、乳がん検診が31.9%、肺がん検診が15.8%というような状況になっております。群馬県と比較しますと、それぞれ数値的には高い数値にはなっておりますが、全体から見ますと数値的にはまだまだ満足のいく数値ではないというふうには認識をしております。

また、今年度の受診者の状況ですが、5月からの検診を含めて、11月にも検診を実施させていただいております。そこまでの人数で見ますと令和2年度を上回る受診をしていただいておりますので、若干令和3年度につきましては、もう少し数値のほうを上昇するかなというふうには思っています。また、2月にも、併せてこの後追加検診ということでまた検診も予定しておりますので、またそういったできるだけ多くに機会をつくりながら、検診のほうを進めていきたいと思えます。

また、取組に関しては、既に今までの議会でも報告をさせていただきましたが、住民の声を聞く機会として、町のがん検診の受診率を上げるための中之条町がん検診受診率向上対策委員会を平成25年から立ち上げた中で、委員様の意見を聴きながら、がん検診の無料化、また休日検診、あるいは女性が受けやすい検診車の配置等により、男女別々の検診車を配置して受診をしていただく、あるいは子供の預かり等も実施をする中で、より受けやすい環境整備にも努めております。

また、令和元年度からはバリウムが飲めない方、また制度的な国の指針も受けまして、胃の内視鏡検査の導入も行っております。そのほか、子宮がん・乳がん・肺がん検診におきましては、集団検診以外に病院等で受けられるような個別検診の実施も行っており、できるだけ受診の機会を広く増やせるように努めております。今後も国のがん検診の制度の基準に準じた検診を実施してまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）私、N－N O S Eを提案したいと思います。N－N O S Eは、1回の尿検査で全身のがんリスクを調べられ、既に検証されているだけでも乳がんや子宮がん、膵臓がん、肝臓がん等、15種類、ステージ0からⅠの超早期がんも検知し、その確率が約9割とされています。がん検診には腫瘍マーカー検査がありますけれども、早期がんには感度が高いとは言えず、精度を求め

るとペット検査のような高額になります。また、がんの種類ごとに受けなければなりません。国が推奨しているだけでも男性3つ、女性5つの検査になります。このN－N O S Eは、尿1回の採取で全身のがんリスクが調べられます。線虫によるがんを検知する仕組みを発見した方は、早期実現のために自ら起業し、5年で実用化しました。この先生は、「一日も早くこのN－N O S Eが検診に取り入れられ、誰でも受けられるようになることを期待している」、そんなコメントを載せております。私も知り合いのドクターや看護師、その他パラメディカルの方々に自治体で行っているのがん検診にN－N O S Eを提案してみたいと相談をしましたところ、異口同音にとってもよい取組だと思うとおっしゃっておりました。楽に簡単に安く行える、このN－N O S E、検討の価値があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）N－N O S Eは、議員がおっしゃるように線虫を利用してがんの臭いに引きつけられる尿の検査で分かる検査です。僅かな、本当に1滴の尿で検査ができるので、痛みも伴わず、簡単にできる利点があります。ただ、やはりがんの部位や大きさまでが特定がまだできず、もし陽性になったときには、各部位の精密検査が改めて必要となり、受診者への負担も伴うものだというふうに思っております。

現在町では先ほども申し上げたように、国の指針に基づいて実施を、がん検診を行っていますので、今後国の動向も見つつ、必要があれば検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）やはり一次スクリーニング検査としては大変有効な手段ではないかなというふうに私は思っていますので、全国に先駆けて実施できるように検討していただきたいと思っております。

それでは、次の中之条ガーデンズに移るわけですがけれども、時間の都合、これは最後に回したいと思っております。

続いて、道路行政について伺いたいと思っております。上信自動車道及び植栗・中之条インターで下りた後の四万沢渡温泉方面への案内板設置計画について伺います。前回も申し上げましたけれども、インターチェンジ名に四万・沢渡を入れてもらうことは叶わず、経年にわたる大変大きな宣伝効果を失ったことに大変残念に思っています。したがって、よりこの案内板は来訪者に重要になってきます。訪れた方に分かりやすい、親切な案内板の設置計画を早期に進めてほしいと思っておりますが、その計画について伺いたいと思っております。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）上信自動車道の四万・沢渡温泉等の案内誘致につきましては、平成29年当時の地域交通網対策特別委員会から要望を受けまして、町の総意として、植栗地内のインターチェンジの名称については、「中之条・四万・沢渡インターチェンジ」とするよう要望してまいりましたが、

最終的には「植栗・中之条インターチェンジ」となってしまう、大変残念な結果でありました。

したがって、四万・沢渡温泉等への案内板の設置につきましては、箱島から植栗間が令和9年度開通予定となっておりますので、進捗状況を見据えた中で案内板の設置を要望してまいりたいと考えております。

また、アクセス道路となる県道植栗伊勢線や国道等についても地域のみなさんの意向や観光関係者の、また県の公安委員会とも連携しながら、交差点の標識等に観光地名を表示するよう強く要望してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

続いて、小川交差点の改良について伺います。この交差点は慢性的な渋滞箇所となっています。

また、少し複雑な交差点でもあります。上信道が近い将来開通した後は交通量も減少するとは思いますが、今後の改良に向けた計画について伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）小川交差点の改良につきましては、平成28年3月、狭かった町道入口の拡幅が一通り完了した形となっておりますが、当時の状況を中之条土木事務所に確認しましたところ、「交差点に隣接する用地の取得が不調だったことや制限などがあったことから、限られた用地内で可能となる最善の工事として実施されたので、現時点で早急に再整備することは現実的ではありません。しかし、今後の状況変化によっては再検討もあります。」と伺っております。したがって、今後の上信自動車道の開通によって、新たに交通渋滞などが起こることもあり得ますので、それらの状況を見据えた中で県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）交差点改良の一つのアイデアとして、ラウンドアバウトを検討してみたいと思っています。信号機を必要としない環状型の環状交差点、災害時等の停電時でも普通に機能しますし、景観も損ねないなどメリットも多く、欧米やオーストラリアなどでは急速に普及しています。日本でも法整備がされ、既に126か所程度が設置されているようであります。一つの方法としての提案をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、六合地区の義務教育について伺います。未来への責任、私は政治に携わる者に必要な資質だと思っています。六合地区の学校問題において、地域、PTA、有識者等の方々と多くの時間も費やし、知恵を絞り、検討された結果、義務教育学校にという一つの結論が出されました。しかし、教育委員会、総合教育会議では、その検討された結果は異なる中之条町地区への統合という

方向を打ち出しました。その結果を受け、六合地区からは検討委員会での検討結果を尊重してもほしい旨の要望、陳情が出され、令和８年までは現状のままという方向へ転換をされました。

そこで、伊能町長は、六合地区の義務教育学校についてどのような考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）六合地区の義務教育学校についてでございますけれども、この内容は教育委員会で実施しております、先ほどの行政委員会ということもありますので、私も総合教育会議、そしてこの議会でも報告が教育長のほうからあったと思いますが、その範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

この六合の学校の在り方については、もう10年近く前からいろんな形でこの検討がされております。そのたび、いろいろな検討委員会とか立ち上げて、その協議をしまいたけりましても、この中学校の検討委員会、これが平成31年３月に「六合中学校を六合小学校とともに義務教育学校化とすることが適当」という報告がされました。これを受けまして、教育委員会、あるいは総合教育会議で協議した結果、現状の六合地区では義務教育学校化は困難と判断をして、中之条中学校への統合ということで一定の方向性を出しました。このことは議会でも教育長のほうからお話が合ったというふうに思っております。しかしながら、通学時間の問題、これが解消されないことから一旦保留ということになっております。

そういった中で、六合地区のＰＴＡ連絡協議会、あるいは六合地区の区長会から、六合中学校の在り方についての説明会を教育委員会で実施してほしいという要望がありまして実施をしたわけですが、その中で住民の方から保護者へのヒアリングは実施したのか、また保護者の方からは他町村への委託を考えていないのかというような意見が出たということでございます。それを受けて、現在教育委員会では六合中学校の在り方について、六合地区のゼロ歳から中学３年生までのお子様をお持ちの保護者の方に対しまして意向調査を実施しているということでございます。

今後のこの意向調査の結果を踏まえ、六合中学校の在り方について、総合教育委員会、または定例の教育委員会について引き続き検討していくことになるかと考えております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）私は、地域の方々をはじめとする多くの方々によって出された方向性は尊重すべきだというふうに思っています。そこへ向けての、またその後の様々な課題や障害もあるかと思えます。知恵を絞り、乗り越えていく最大限の力を注いでいくこと、これが政治だと私は思っています。

校舎については、今から現状校舎を最小限の改修で対応できるように法の改正や、あるいは特区としてできないか、そういったことを関係機関へ働きかけることも必要ではないかというふうに思っています。

また、もう1つには通告にも書いておきましたけれども、イエナプラン教育の導入も六合地区に適しているのではないかというふうに思っています。オランダで普及した異年齢集団で活動するのが特徴で、一人一人の個性を尊重しながら自立と共生を学んでいくものであります。日本でも2年前には長野県で、公立校でも来年度より広島県でスタートします。その広島の学校では、定員20名に対して200名を超える希望者があり、入学が決まった半数以上は移住など、校区外からと、とても関心が高かったようであります。移住施策でもつながるイエナプラン、ぜひ今後検討、研究をしていていただきたいと思います。

それでは、続いて町有源泉について伺います。町の中心政策として取り組んでいる交流人口施策、その柱である町の主産業である観光、その源が温泉、源泉であります。そこで、町が所有する源泉はどこにどれだけの湧出量や温度などを持つ源泉があるのか、そしてそれがどのように活用されているのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課長、そして六合のほうは支所長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）中之条地区分についてお答えいたします。

町所有の源泉は、四万温泉に「湯の泉の湯」と「山鳥の湯」の2つの源泉がございます。2つの源泉の湧出量は安定しておりませんが、日向見混合タンクでの計測で年間の最小値を申し上げます。

「湯の泉の湯」が毎分105リットル、温度は約39度でございます。「山鳥の湯」が毎分123リットル、温度は約59度でございます。活用方法であります。現在12の事業者配湯し、活用いただいております。

以上です。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）では、続きまして六合地区内の町所有源泉について報告させていただきます。

六合地区内の町所有の源泉は、六合赤岩温泉1源泉となります。湧出量は、源泉調査等で毎分50リットルで、温度につきましては40度前後でございます。使用につきましては、六合赤岩温泉「長英の隠れ湯」で利用しております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）その源泉の管理はどこがどのようにされているのか。そして、またその収支状況はどうなのか伺います。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）中之条地区についてお答えいたします。

管理は、観光商工課が行っております。配湯の湯量調整につきましては業者に委託をしております。管理の維持経費でございますが、光熱水費・施設修繕料・源泉管理委託料・敷地借地料等で、直近の5年間での平均は毎年約240万円の支出がございます。温泉使用料収入につきましては、毎年約2,200万円ございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）六合地区の赤岩温泉につきましては、六合振興課で管理をしております。維持管理経費といたしましては、光熱水料・施設修繕料・施設管理委託料等で毎年150万円前後の支出がございます。

収入につきましては、利用者に施設管理協力金といたしまして100円程度いただいております、令和2年度の決算の数字は34万4,900円でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ただいま現在所有の源泉が六合と四万にあって、それぞれに活用している状況について答弁をいただきました。

町所有の源泉は、有限の資産であります。よって、きちんとした管理がされ、町の活性化のために有効に使用されることが大切だと思います。その観点から何点か具体的に伺いたいと思います。

四万温泉について伺います。新湯地区、山口地区、温泉口地区は、源泉が比較的豊富だというふうに思います。しかし、日向見・ゆずりは地区は温泉が不足していて、この地区に温泉を供給しているのが主に町の源泉だというふうに認識しております。そこで、12の事業者へ配湯しているということでしたけれども、それぞれ何リッター配湯されているのか、余剰分はあるのか、あるとすれば、それはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

まず、12の事業者への配湯につきましては、法人とはいえ個人の情報に関する事項でもあり、利益を害するおそれもありますので、具体的な個別の配湯につきましては控えさせていただきます。

年間の最小値での活用いただける温泉の量でございますが、228リットルでございます。12の事業者への配湯量は201リットルで、その残りの部分、27リットルを「御夢想の湯」と「日向見足湯」及び「ゆずりは飲泉所・足湯」で活用いただいております、現在余剰分はない状況でございます。

また、最大値での場合は、余剰分は約30リットルございますが、安定した湧出量がないことや配湯時の配湯管の流れの中での自然減少分があることを考えますと、事業者のみなさんへの安定した供給を継続していく上で配湯を増やすことはリスクが高いため、現状を維持していくことが適当で

あると考えております。

しかしながら、日向見・ゆずりは地区には、今よりもさらに多くの温泉を必要としている事業者があることは承知しております。配湯管の調査を行い、湯量のロス等が改善され、安定した余剰湯量の確保ができた後には必要とする事業者にさらに配湯を行い、町の収入増につなげることを検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）続いて、温泉使用料について伺います。

数年前よりこの件については見直しをすべきと指摘をいたしております。町の決算状況を見ても毎年未納率が最も高い状況が続いています。改めて価格の見直しについて伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

温泉使用料の価格について、以前より提案をいただいている案件でございます。四万温泉には41の源泉があり、町所有の源泉事業者はその一部であります。町所有でない源泉を購入している旅館も数多くあるということ、このことが検討を始めた段階で一つのネックとなる部分であるということでございます。

町所有の温泉使用料だけを下げることということは一部地域にメリットがあるということになってしまい、四万温泉地内の温泉料金の均衡を保つ上においても今の段階では全体の料金を調査した上で料金改定の必要があれば検討する必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）私が把握している限り、ほかと比較して当町の価格は異常に高いのです。この温泉使用料は待ったなしの経費です。宿泊施設が廃業する原因の大きなものがこの経費です。事実、四万温泉でもそうであったと思います。全体を調査をしていないので、この高額な料金のままなのだというふうに思います。適正な価格にすることによってこそ、四万温泉が発展、中之条町が発展する、高額な均衡した価格を維持することではないというふうに思っています。

続いて、何点か具体的なところを伺います。いつから現在の配湯料価格になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

平成17年に新たに「湯の泉の湯」を、「山鳥の湯」に加えて配湯を始めております。それから、今までの間配湯を減らした旅館さんもございますが、ほぼそのときの状況のままの配湯となっております。価格についてもその当時の金額となっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）そうしますと、今の答弁から算出されるこれまでのおおよその収入、そしてそれまでにかかった設備、管理に要した経費がどのくらいになりますでしょうか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）おおよその金額について申し上げます。その当時から令和2年度までの温泉使用料収入については約20億円でございます。配湯管の布設工事と維持管理経費を合わせた支出につきましては約7,300万円ほどでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それから、国民宿舎ゆずりは荘には何リッター行っていますか。あわせて、こしきの湯が閉館をしました。その後は、その源泉はどうなっていますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）ゆずりは荘には現在50リッターを配湯しております。

それと、こしきの湯の関係ですけれども、こしきの湯は平成30年の3月に閉館をいたしました。そして、その後は約30リットルをオーバーフローしておりました。余剰分を必要とする事業者に配湯する準備段階として、昨年12月に実験的に約30リットル分を日向見混合タンクに送りました。その直後、湯の温度が約2度低下したため、余剰の「湯の泉の湯」を全て送ることは難しいと判断し、湯量を絞って元どおりにしております。

そんな中、「御夢の湯の足湯」が止まり、さらに風呂の湯量も減少しました。全体の湯量が減少したため、やむを得ず再度「旧こしきの湯」から送る量を増やしており、現在は落ち着いている状況でございます。

よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）また、配湯を受けている旅館が廃業した場合、その源泉の扱いはどういうルールになっていますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

中之条町温泉使用料条例の第12条によりまして、温泉使用許可の権利は譲渡できないこととなっております。その場所で新たに旅館に影響する際には、新規に温泉配湯申請が必要となります。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）では、温泉使用料が滞納された場合のルールはどうなっていますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

中之条町温泉使用料条例の第21条によりまして、料金を納入しない場合は配湯を停止することができるという規定になっておりますが、停止は今のところしておらず、現在は月に1度の訪問により納入の依頼とともに少しずつ納めていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、新規に宿泊施設ができた場合のルールはどうなっていますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

条例の第5条によりまして、配湯を受けようとする者については、申込みを行うことにより配湯を受けられるということとなっております。しかしながら、配湯できる湯量には限りがあるため、現在新たな配湯は不可能な状態でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）具体的な、特に温泉使用条例に関係した質問をさせていただき、答弁をいただきました。

それで、私が改めて思うのが中之条町の主産業であり、交流人口対策の中心施策である観光、その観光の発展か衰退か、そのバロメーターが温泉地、その温泉地の発展か衰退か、そのバロメーターが源泉だというふうに思っています。営業展開していける源泉があるかないか、まちの発展のためにこの源泉施策はとても重要だということ、これを改めて理解、認識しているところでございます。

そこで、以下3点について。基金の設置、それから活用、管理を行う担当部署の設置、それから源泉利用、管理の面でしっかりとしたルールづくり、この3点についてしっかり今後検討していただきたいというふうに思います。

若干時間がありますので、最後に回しましたガーデンズについて、時間がある範囲内で少し戻ってやらせていただきたいと思いますけれども。

ガーデンズは、この4月に有料化施設としてグランドオープンしました。それから8か月あまり経過したわけですが、経営状況がどうなのか、伺いたいと思っておりますけれども、時間がないので、これは後に回しますから。

それから、この間の課題をどうに捉えているのか、その対策をどうに取っていくのか、そんな質問もしたいというふうに思っていましたけれども、また改めますので。

今後の運営計画、収支について、この8か月間を経験して、軌道修正をどの部分が必要なのか、そういったことも学んだというふうに思いますけれども、そういったものを踏まえて、軌道修正が必要ならば、その上での運営計画、そういったものをお聞きしようと思っていましたけれども、次

に回しますので、よく研究をして努力をしていただきたいというふうに思います。

実は、このガーデンズについてこれまで何度か一般質問をしてきました。そこで、情報の発信やレストランの改善、冬期の営業対策、ファミリー対策、滞在時間等の指摘をしたり、あるいは収支見込みなどの経営計画についても伺ってまいりました。これは、私は、人口減少が続き、高齢化が進み、人口バランスが崩れ、税収が減っていく一方、社会保障費等はそういった経費は増加していく、そんな町の財政の不安からであります。このガーデンズの今後の運営経費が町財政の負担になるのではないかと、町民が一番心配しているところだというふうに思います。この負担のために何かを削らなければならない、してほしいサービスがしてもらえない、もっと生活に必要なサービスを優先してもらいたい、そんな町民の声が今もなお聞こえてきます。それは、以前の答弁にあった収支以外に多くの経済波及効果があるという説明にまだ理解が得られていなく、説得力が欠けているのだというふうに思います。

改めて申し上げますが、経済波及効果とは、四万や沢渡に来たついでに寄ったのではなく、中之条ガーデンズを目的に来たという方が増加しないと上がらないというふうに思います。中之条ガーデンズを目的として訪れ、1時間が3時間、半日が宿泊、1泊が2泊というように中之条町での滞在時間を増やすことが、それによって消費額の増加にもつながることと思います。今後いかにして税金の持ち出しを抑えるか、波及効果を上げるか、そのために目的となるような魅力ある施設、それを生かす企画力、情報発信力、ボランティア力などが必要になってくると思います。ぜひそういったことを頭に入れて努力をしていただきたいというふうに思います。

終わりになりますが、人口の減少はさらに続くと思います。より一層財政は厳しさを増していくものと思います。ぜひ来年は未来の責任ある政策を、そのためにも行政と議会で意義ある議論をしたいと思っています。そして、信頼される政治、行政であってほしいと思っています。ぜひ町長をはじめ、職員 みなさんには引き続き持続可能なまちづくりのためにご尽力いただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（山本隆雄） 剣持秀喜さんの質問が終わりました。

○

○議長（山本隆雄） 以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の15日には午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時40分）

招集年月日 (会議)	令和3年12月15日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 閉会	再開	令和3年12月15日 午前9時30分						
	閉会	令和3年12月15日 午前10時31分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	出席
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		14番 齋藤 祐知	1番 山田みどり			2番 佐藤 力也		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山田 行徳
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	町田 岳彦
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 1 2 月 1 5 日午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 9 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 1 0 号 中之条町介護老人保健施設六合つつじ荘の設置及び管理に関する条例廃止について
議案第 1 1 号 中之条町公民館条例の一部改正について
第 2 議案第 1 2 号 野反湖キャンプ場指定管理者の指定について
第 3 議案第 1 4 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算 (第 8 号)
第 4 請願第 3 号、陳情第 3 号
追加日程 1 議第 1 号議案 国道 3 5 3 号車両通行不能区間の解消を求める意見書の提出について
第 5 議員派遣の件
第 6 閉会中の継続調査 (審査) 特定事件について

○

◎ 開 議

○議長 (山本隆雄) みなさん、おはようございます。第 1 回定例会 12 月定例会議の本会議も本日で 3 日目となりました。

昨日補正予算案の追加申出がありましたので、追加議案を日程に追加しました。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されま
すようお願いします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。

つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願い
いたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を
行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大
きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会
話等はお控えくださるようお願いします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 9 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議案第 1 0 号 中之条町介護老人保健施設六合つつじ荘の設置及び管理に関する条例廃止

について

◎ 議案第11号 中之条町公民館条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第9号から第11号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る1日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第9号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 中之条町介護老人保健施設六合つつじ荘の設置及び管理に関する条例廃止について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 中之条町公民館条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第12号 野反湖キャンプ場指定管理者の指定について

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第12号を議題とします。

この議案につきましては、去る1日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第12号 野反湖キャンプ場指定管理者の指定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第14号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第14号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

それでは、議案第14号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

その前に、今回補正をお願いするわけでございますけれども、2つ、主なものがございます。その1つは、新型コロナウイルス感染症に対しまして、国の子育て支援の臨時特別給付金事業の内容、そして同じくコロナウイルスの関係の緊急経済対策の内容の組替えについての2つでございますけれども、特に国の子育て世帯への臨時特別給付事業につきましては、既にいろんな報道で報道されておりますし、新聞紙上でもいろいろな町村の対応が出ているということでございますけれども、今まで国の対応が決まっていなかったということもございまして、13日に岸田総理大臣が現金一括給付でもよいというような方向性が示されました。子育て支援の多くの方が望んでいる現金一括給付、こういったものを早急に支給したいということから、今回提案をさせていただくものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、提案理由を申し上げます。本12月定例会議初日に、令和3年度中之条町一般会計補正予算（第7号）をご議決いただいたところでございますが、今回追加で新型コロナウイルス感染症

に関連する事業につきまして補正予算をお願いしたものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ6,771万7,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ102億6,020万円にいたしたいというものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金を増額させていただき、財政調整基金からの繰入金を減額させていただいております。

歳出でございますが、3款民生費においては、子育て世帯への臨時特別給付事業において、高校生以下の対象世帯に対し、子供1人当たり5万円を先行して給付し、後ほどクーポン券を5万円相当分給付するとしておりましたが、クーポン券での給付をやめ、10万円を現金で一括給付することとしたいということから、給付費の増額をお願いしたいというものでございます。

また、7款商工費では、10月の補正予算により新型コロナウイルス感染症対策「緊急経済対策」事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態措置の影響を受け、売上げが激減している町内事業者へ、国の月次支援金に上乗せして支援を行うというものでありますが、実績が予想を大幅に下回ったことにより減額をさせていただき、新たに事業者支援事業として、商工会・四万温泉協会・沢渡温泉組合・六合温泉郷組合の4つの団体に補助金を交付し、それぞれの団体を經由して、その構成員である会員の事業者のみなさんを支援していきたいというものでございます。

支援金につきましては、法人4万円、個人事業主2万円を算定基礎として、新型コロナウイルス対策のさらなる充実を図っていきたいというものでございます。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容でございます。慎重審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）町長をお願いします。

お子さんをお持ちの世帯の方は、この決定に喜ばれているのかなというふうに思うのですが、これ今町長の説明の中で、国の対応が決まったから、この10万円一括給付に決定したという発言がありましたけれども、これ国が原則的には5万円の現金と5万円のクーポンというところの原則は変えていないわけですね。国が10万円でもいいと言わなかったら、そのままいたのかどうか、そのままクーポン券の配布に決定していたのか、そのへんのところのお気持ちお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）結果的に今日提案させていただいた10万円給付という結論になっているわけですが、いずれにしてもこれは国でやっている施策でございます。その給付を町が請け負って、すると、それで町民の方にお配りをするというのが町の仕事でございます。ですから、それは国の方針ということで、国の方針が決まれば、そのように実施をさせていただくという考えでございましたけれども、いろいろ自治体とか保護者のみなさんとかの声が大きくなって、こういう

状態になったということでございますので、私もこの子育て支援とすると、現金給付はいいのかなというふうに思っておりましたので、そのように決断をさせていただいたわけでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。6番、富沢さん

○6番（富沢重典）お伺いいたします。

町にとっては本来緊急経済対策でクーポンのほうがいいということでもありますけれども、国のほうであいう方針を示されると、なかなかクーポンということは言い切れないかなというふうに思います。私が質問したいのは、結局経済対策よりも子育て対策のほうを優先して現金というふうになったのかなというふうに思いますけれども、中之条町の18歳未満のお子様をお持ちで、960万円以上の収入のある方々、その子供たちが何名ぐらいいるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）現在10月に児童手当を受給した方、この方々にはプッシュ型というのですけれども、申請なしに振り込むということで通知を差し上げておりますが、先日ご質問いただいたかと思うのですが、その方々の960万という所得制限を受けている方、この方の人数というのは現在把握できているのですが、24名とお答えしたかと思うのですけれども、そのほかの高校生のみのお子さんをお持ちの世帯、あるいは10月1日以降にお生まれになったお子様をお持ちの世帯、その方についてはまだ所得のほう把握ができておりませんので、所得制限を受ける世帯が何世帯あるかは手持ちの書類にはございません。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）少なくとも24件、そういう事案があるということですが、この吾妻谷で子育てをしながら、年収960万円を稼いでくれる方ってすごいですよね。それで、税金を多く納めていただいて、子育て支援対策なのにもかかわらず、960万円という頭打ちで頑張っていただいて、中之条に取っては非常にありがたい方々をカットしてしまうということでもありますけれども、新潟のほうでしたか、そういう判断をしたところもありますけれども、まずはこれで手を打っていただき、今後非課税世帯とかいろんな施策がまた出てくるとは思いますけれども、そういうときにはぜひこの子供たちをどうにかしてあげる手だてを考えていただける、本来クーポンであれば、そのクーポンだけでもお願いをしたかったのですけれども、現金ということでもありますし、未来を担うこの子供たちが借金を払っていくわけですが、その一部がもらえないことがあること自体が私は不公平感を感じていますので、今後検討していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）所得制限についても各町村、いろいろ議論をしているようでございますけれども、国のほうは所得制限については、各自治体が解消するようであれば、独自の財源を見つけてやるこ

ともやむを得ないような話はしておりますけれども、これもはっきりしたものではございません。これもはっきりしたものではございません。確かに冨沢議員がおっしゃるとおりで、税金のほうで貢献をしているので、平等ではないかというふうな発言がございますけれども、これもまた次の経済対策がもしあるようであれば、その中で考えることがあれば考えさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、今回は国の制度に乗って給付をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。13番、山本さん

○13番（山本日出男）この特別な子供の手当なのですけれども、今これ支出しておいて、今まだ国のほうからその決裁が下りていないわけなのですけれども、収入のほうは交付税で充てるとかって話はしているのですけれども、そのような形で入ってくるのですか、この金が。いつ、どのような形で入ってくるのか、それを教えてもらいたいのです。国のほうのからの支援ですね。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）今回ののは交付税措置ではなくて、国庫支出金ということで、国庫補助金として歳入になりまして、事業実施、その手続関係はまだはっきりしないですけれども、前払いでいただけるのか、実績報告でいただけるのかというところですが、以前行った1世帯1人10万円のときの臨時交付金のときは前もっていただいていると、何割相当とかという形で事前にいただいて、最後精算という形で処理となりましたので、恐らく同じような形になろうかと思います。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）いいのですけれども、取りあえずこの金はどこから出すのですか。この金をどこから出すのですか。元はどこから出すのですか、取りあえず国が来る前に。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）ですから、まだその手続ははっきりしないのですけれども、今のところ中之条町、27日に振り込む予定になっておりますけれども、それ前に国のほうからいただけるのか、その後精算されるのかという手続の詳細はまだ来ていませので、何ともお答えできませんけれども、もし越年という形になれば、中之条町で立て替えて払っておくという形になろうかと思います。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）そうすれば、今年中に払うのか、12月いっぱい、よくどこの町村も12月いっぱい払うと言っていますけれども、いつ頃支払いするのですか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）10月現在で、児童手当を給付している方につきましては申請なしということで、12月27日に振込を予定しております。そのほかの高校生のみの世帯ですとか新生児の世帯につきましては、申請をしていただいてからということになります。その申請書につきましては、年内にこちらのほうから発送をいたしまして、その申請を待って、順次振込のほうをさせていただ

きたいと考えておりますが、振込のほうをしていただく金融機関との兼ね合いもありまして、繁忙期の日にならぬについては除いてくれとかという、いろいろと相談がありますので、その月々で、その1か月の間に頻繁にというわけにはいかないのですけれども、一括でまとめてやることのないように分けて振込をしていく考えでおります。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。13番

○13番（山本日出男）一言だけ、ちょっと。確認したいのですけれども、そうすれば普通だと、国がこれだけ払えというのが来るのですけれども、今回の場合は町村のトップの考えで、町村のほうからこれだけ使いましたから、国からこれお願いしますと、そういうことでいいのですね。普通だと10万円、この人たちに払えと、国の代わりに支払いすると言っていましたよね。でも、今回の場合は町村のちょっとした考え方によって幅があるから、そのものをこれぐらいかかりましたから、これだけ国のほうで払ってくれということで、金をもらうということですね。それでいいのですね。

（「はい」の声）

○13番（山本日出男）分かりました。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

○13番（山本日出男）はい、いいです。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）今の確認になりますけれども、要は国から来るのが遅くなったら、例えば町の財政調整基金を取り崩して、先払いしておくということですよね。それをまず確認1点。

○議長（山本隆雄）会計課長

○会計課長（町田岳彦）先ほど財政のほうから確認がありましたけれども、今回支払う予定の金額を確認しましたら、一応今現在一般財源の中からまだ払えるということで、特に財調を取り崩すということではなく、一般財源からまだ払える見込みです。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）分かりました。

続いて、その関係ですけれども、中之条町の行政としてはたぶん全国でもそんなに遅くない、早い判断と議会での議決になるのかなというふうに思います。そういった意味では、町民の評価も大変よろしいのではないかなというふうに思います。ただ、私が一般質問で申し上げましたけれども、政治のリーダーシップという面では、やはりこれだけ国民の世論が現金、またはそして一括というような流れにある中で、そういった世論を受けて、国策を動かす、国の結論が出る前に、中之条町は現金でいくのだ、そのようなリーダーシップを発揮していただけたら、より町民は早く安心したのかなというふうに思います。

そこで、1つお伺いというか、ぜひ検討いただきたいのが中之条町としてオリジナルの子育て支

援策を併せてできないかなというふうに思います。というのは、1つはやはりこれだけ米価が大幅に下落をしています。中之条町のブランド米花ゆかりですか、そういったものを消費する、そして宣伝になる、そして耕作放棄地をこれ以上増やさないように、そういった農業政策にもつながる、そういった意味で花ゆかりを子育て世帯に、後からでもいいので、届けてやる、そんな町オリジナルの施策を検討されてはどうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、最初のリーダーシップの関係でございますけれども、各町村が独自の判断をして、新聞紙上で報道されているということは承知しております。ただ、私は確実な線を歩みたいというふうに思っておりまして、3日前の岸田総理大臣の発言を待ったというわけでございます。これは、早く発進することは確かにいいかもしれませんが、ある程度パフォーマンスになる可能性があるということでございます。国の方針が決まらないうちに、うち10万円やりますと言ってしまったときに、それで国のほうの方針が変わったときに、町民の方に誤った報道をしてしまうということもありますので、行政とするとパフォーマンスを求めるのか、確実性を求めるのかというふうに両極端になるかなというふうにと思いますが、私は確実な情報を早くみなさんにお知らせするということから、今日まで待たせていただいたということでございます。そして、予算化をする町村とするとそんな遅いほうではない、早いほうかなというふうに思っておりますので、今日議決をいただければ、早速これを支給をしてまいりたいというふうに思っております。そして、町独自の子育て支援対策があるのではないかとございまして、ご承知のとおり、これもコロナ関係の交付金が事業所支援と今回の子育て支援とか、そういったものしか今決まっておりません。補正予算でいろんな施策が決まってくるのかなというふうに思います。そういったときにこういった新しい施策ができるかどうか検討したいというふうに思います。

そして、今具体的に花ゆかりを活用することはどうでしょうかという話でございますけれども、これも農家の方、ある程度事前に周知しておかないと、お米の確保が非常に難しいということでございます。今年如月キャンペーンをやって、花ゆかりを出させていただきましたけれども、途中でどうしてももうお米がなくなってしまったというような状況でございますので、ある程度先を見越して施策をしておかないと、農家のほうも混乱するのかなというふうに思います。今回如月キャンペーンは補正予算を認めていただきましたけれども、そういった意味があって、なるべく早く対策をしたいということで、農家の方に確保していただいているということもございまして、長期的なそういった展望も必要なのかなというふうに思います。いずれにしても国の交付金等が決まれば、いろいろ検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）政治の、そして行政の手法にはいろいろあろうかと思っておりますので、また別の機会

に議論できればというふうに思います。私、パフォーマンスイコール国を動かすというのは違うかなというふうには思っていますけれども、また改めて機会があればというふうに思います。

別な質問なのですけれども、事業者支援の補助金の関係なのですけれども、商工会、あるいは温泉協会等へ法人及び個人事業主の頭計算で支出するというお話でしたけれども、そこを経由してというお話だったというふうに思います。

そこで確認なのですけれども、要するに組合として、あるいは協会として、それを自由にその単位で利用できるのか、あくまでも経由すると、いわゆる紐付きなのか、それはどちらなのでしょう。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）ご質問の内容ですけれども、算出基礎として法人が4万円、個人事業主が2万円ということで、町としては、それから算出した金額をそれぞれの団体さんのほうに一回支出しまして、その団体さんからそのままの金額でもいいと思いますし、私、個人の考えになる、また相談をさせていただきますが、それぞれの団体によって事情があると思いますから、その中で検討していただいた中で配分をしていただくものでもよいと考えてございます。はっきり申し上げられないのですけれども、相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）では、確認ですけれども、いわゆる完全な紐付きでなくて、組合単位、協会単位、その裁量で分配するなり、協会、組合活動に活用するなり、それは町のほうでこういう形でということではなくて、それぞれの受けた団体で自由に活用できる、そういったことでよろしいということの確認をさせてください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今課長が言ったとおりでございますが、基本的には事業者支援でございます。ですから、団体支援ではございません。基本的には個人のところに行くというのが今回の趣旨でございます。運用については、また相談させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第14号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 陳情第3号

○議長（山本隆雄）日程第4、陳情第3を議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付しています。この際、委員長から審査の経過の概要について報告を求めます。

陳情第3号について、産業建設常任委員長、福田さん、自席でお願いします。11番、福田さん

○産業建設常任委員長（福田弘明）議長の命によりまして、令和3年12月定例会議において産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月8日午前9時30分から議場において委員5名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、陳情第3号について審査しました。

陳情第3号は、沢田地区区長会長から出された「国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進について」に関する陳情です。

国道353号の未開通区間の整備促進について、関係機関への積極的な働きかけを求めるもので、平成27年、28年、30年、令和元年、令和2年にも同様の陳情があり、採択され意見書を提出しております。

主な意見としては、防災面で開通を求めているということだが、防災に関して新しい道が開通した場合の効果について教えてほしい。集中豪雨が起った場合に新しい道であれば大丈夫だという根拠が分からない。ここに書いてあることずばりだと思う。町全体の観光、経済、防災で、一番問題なのは今四万に行く道は1路線しかないということで、この防災を言っている。また、稜線トレイルに関しての四万への誘客や遭難等に係る救助の両方を考えた場合に、この道路の整備は不可欠であると思う。ぜひ粘り強く実現に向けて求めていってほしい。多くの町民の方が開通を望んでいます。以前にも数回この委員会で審査し、要望をしているが、願意妥当で採択でお願いしたい。多発する土砂災害へのルートの確保とか、新たに加わった懸念材料がここに来てとても心配され、今までずっと続けてきた陳情ですので、それを閉ざすことなく続けることが大事だと思っていますので、採択でよいと思うなどの意見が出されました。

採択という意見が多かったので、採択とするか採決を行い、挙手全員であったので、採択と決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。4番、大場さん

○4番（大場壮次）お聞きしたいのですが、この未開通部分はトンネルとか隧道等、掘削して掘って、

あれを開通させるということなのでしょう。

○議長（山本隆雄）福田委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）大場議員の質問なのですが、もう一度お話しいただけますか。

○4番（大場壯次）開設というか、改良工事でトンネル等を掘らずに向こうへ行くのか、それともトンネルを掘るのかということです。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）今回開かれました委員会におきましての議論の中では、トンネルもしくはトンネルでなくてという議論はなかったかと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうすると、台風、いろいろな災害の防止のために開設ということです。結局開設のために、私が思うにはトンネルを掘らないと向こうにはつながらないと思うのですが、そのへんの議論というのはなかったのですか、どのようなことをやるという議論が。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）今回の議論の中では、具体的にトンネルとか、それともトンネルでない方法という議論は、先ほども申し上げましたとおり、ありませんでした。ただ、この願意に沿った方向での開通を目指すという内容だと私は思っておりますので、そのへんは配慮されるものだ認識、これは私の個人的な考えですが、思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）私は、トンネルを掘るのだなと思っているのですけれども、それはベターだと思うのですけれども。というのは、なぜ私、今質問したかというのは、トンネルを掘ることによって、ちょうど四万温泉地、温泉の源泉が四万は40か所ぐらいあるのですよね。それで意外と温泉ってデリケートなもので、今1つある源泉は四万側をせき止めて、水位を上げて、圧によって出ているという温泉もあるのです。それで、トンネルを掘った場合、四万の源泉に影響があるといけないということ言いたかったのです。

それと、また麓に沢田14区の水道水の取り入れというのがありますもので、そのへんが特に心配したので、今お聞きしました。

それと、書かれているのですけれども、災害時道路の寸断で陸の孤島というのですけれども、このところが寸断されたらこのような状態になるか、ちょっと不思議で、そのへんもお聞きしたいのですが。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）大場議員さんのおっしゃられることなのですが、どのルートかと

ということなのですが、私としては、この審査の中で具体的な路線名は出ませんでした。私個人としては、一般的には国道のことを指していると思います。ほかにもアクセスする道はございますが、冬期閉鎖、また林道というふうな認識をしております。これは、今私が述べたのは、私、委員長の見解ですので、委員会の中では具体的にどの道がということは特定してこの道だという発言はありませんでした。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）沢田14区は温泉地帯、レッドゾーンが多いのですよね。それで、今年というか、11月に大きな石が落ちてきて、巨木にあたって、その木が倒れて電線に当たったという事例が温泉地内にあります。それで、結局停電になったという。これが昼間とか、お客さんが帰るところにあるといういろいろ精算するときに、キャッシュレスでやる場合、電線が下りて、通信ができなくなると、そのへんのこともいろいろあると思うのです。そのへんを心配して、私、優先順位があるかと思うのです。四万の地内、今レッドゾーンの箇所そういう倒れそうなところは土砂崩れがありますので、そのへんも優先してやっていただきたいという意味で今お話ししています。

それと、あと1か所、前もお話ししたのですが、国道353の改良工事、昭和の後からずっと始まりまして、この工区、湯原工区、駒岩工区、秋鹿工区とありまして、その秋鹿工区が50メートルほどまだ未改良、それでその場所というのは木が覆っていて、ガードレールはもう何回も車がぶつかって倒れそう、その下には下水管が丸出しになっていると、それでまた今年の6月ですか、そのちょっと上流で土砂災害があって、今度は埋まっている下水管が今丸出しになっているのです。そのへんの未改良の部分の先に優先にしていきたいということでお話ししています。この促進を進めることに対する反対というのではないのです。先に優先する事案があるのではないかとということでお話ししています。

以上です。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）大場議員にお話しいたしますが、これは陳情に対しての審査でありますので、この陳情に沿った内容で審査をさせていただきました。また、大場議員のおっしゃる四万地区における防災面等につきましては、またこの陳情とは別個にまた議論されればよろしいのではないかと考えております。取りあえず陳情の書面に沿って審査をさせていただきました。難問ですから、議員が心配しておられる温泉の問題だとか水道水の問題については、それは具体的に工事等が決定された場合に、それを工事をする当事者との話合いとかそういった問題になるかと思っております。とにかくこの陳情の書面に沿って、当委員会では審査をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）この陳情審査に関連して、大変悪条件の中、視察もしていただいたというようなお話をお聞きしておりますけれども、視察をされた後に、どのような意見を検討されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）剣持議員の質問なのですが、この現地視察につきましては、この陳情についての視察ということもあったかもしれませんが、常任委員会の所管のことに関わることで現地視察をさせていただいたということでございます。そのへんをご理解いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）委員長報告に対しての質問なので、要するに視察をして、陳情に関連する意見交換というか、意見があったかどうかを聞いているのですけれども。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）先ほど述べましたように、所管に関わること、特に今回におきましては、みなかみ町等の会議が20日に控えておりましたので、その関係もございましたので、現地視察をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）では、視察後にはこの陳情の関連の意見等はなかったというふうなことだというふうに思います。

あわせて、先ほど大場議員からありましたけれども、防災ということで、この陳情の中の文面もありますけれども、どの箇所が大変危険だというようなことを陳情者側がおっしゃっているのか、そしてまたこの陳情審査を受けて、委員会としてどのあたりが防災対策が必要な箇所だというふうな調査をされているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）私は、この陳情書に書いてあるとおりに、道が1本しかないというところに非常に危険な、防災面で心配される面があるのだというふうに記述されているものと理解しております。委員のみなさんもそのような考えの下に審議をしていただいたと思って理解しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）委員長の個人的な見解を聞いているのではなくて、委員会の中でどのような意見があったのか、委員会報告として、委員長のほうから委員会での中の意見を報告していただきたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）この書面にも書いてあるとおりでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）書面は、陳情者の陳情文が書いてありますけれども、委員長報告として、要するに防災について、この路線のどこが危険なのか、そういった調査、あるいは意見、これに関連する意見、質疑等々について、委員会のほうでどのようなものがあったかを聞いているので、あったかなかったか、あったとすれば、こういったものだという報告をしてもらわないと委員長報告にならないので、そのあたりを聞いているのですけれども。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）書面に書いてあるとおりでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）議長、そういう進め方だとこの報告自体要らなくなるのです。これ、議長のほうから委員長に、委員会の中での審議の内容を報告するように指導したほうがいいと思うのです。なかったらなかったと言えいいので、あったらこういうことがあったというふうに言ってもらわないと、文書で済ませるのだったら委員長報告は要らないのではないですか。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）四万に行く道は1路線しかないという、このことで既に全部を言い表していると私は思っております。

以上でございます。このへんは、剣持議員も四万方面については詳しいかと思っております。この陳情書に書いてあるとおりに1路線しかないというところが非常に防災面で危惧されているところだということを委員のみなさんご理解していただいていることでございますし、それに沿って報告書も書かせていただきました。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）あくまでも委員長報告ですから、委員会の報告をしてもらうのであって、この路線がどうのこうのという委員長の考えではなくて、基本的な委員会での意見があった内容を報告してもらう。なかったらなかった、あったら内容を報告してもらう、単純にそういうことなのですから、そういった指導を議長のほうから委員長にしてもらわないと、これいつまでもこんなくだらない議論をして終わってしまうのですけれども。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）ただいまの剣持議員の発言は、ここに書いてある委員の皆様

見、これ四万に行く道は1路線しかないということが委員会で審議されなかったと言っていることなのではないでしょうか。そのへんを確認させていただきます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）要は、それ報告というのは文書化されているだけであって、それ以外にも意見があった可能性もあるので、こういった防災面について、この路線のどこが危険だとか、それに関連する意見がこういったものがあったのかを聞いているのです。なかったらなかったでいいわけなので、純粹にただそれを、この中継等を見る関係者、あるいは町民がそういった議論があったのか、そういったことを報告することが議会の、あるいは委員会の役割ですから、それをその委員会の報告をしてもらうという、ごく自然な当たり前のことをしていただきたいということを言っているのですけれども。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）再三お答えしていますとおりに、1路線しかないということが防災面で危惧されるということでございます。そういうことが委員会の中で、私は委員のみなさんが心配されて発言された内容だと思っております。また、そのとおりに書かせていただきました。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）時間の無駄なので、次に行きますけれども、観光面というふうな文面もあります、陳情の中。この観光面について、これはどのぐらいの交通量を見込んでいるのか、費用対効果はどの程度なのか、そういった議論でどのような意見が出されているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）そのへんに関しては、地元の区長会の皆様の考えている、それが地元のみなさんが一番理解していることだと思っておりますので、そのことは委員のみなさんがご理解いただいていると思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）議長のほうからよく委員長に指導していただきたいのですけれども、あくまでも委員長報告ですから、委員会の中で出た意見をしっかり報告して、町民に知らせることが大きな目的ですから、個人的な意見ですとか文書にあるからということでなくて、ちゃんと報告をしていただきたいと思います。たぶんこのまんまの議論になると思うので、これで結構です。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。4番、大場さん、2回目。

○4番（大場壯次）今委員長の報告で、これを開設することによって2路線になるのですか。今1路線、1路線しかないということで、これを開設すると2路線になるということなのですか。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）大場議員のお話の内容、いまいち理解できないのですが、行き止まりの道が開通したことによって、2路線になるのかということなののでしょうか。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）今1路線しかないのというお話をしていましたものですから、これを開設することによって2路線になるから、四万が孤立しないということに取っていいのかという話です。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（福田弘明）開通すれば、2路線になるのか、1路線になるかという議論はございませんでした。

以上です。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第3号について採決します。

本案に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和3年陳情第3号 国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、令和3年陳情第3号は採択とすることに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長（山本隆雄）陳情第3号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題にすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案の配付）

○議長（山本隆雄）ただいま配付しました議第1号議案を追加日程第1として議事日程に加えていた

だきたいと思います。

○

◎ 議第 1 号議案 国道 3 5 3 号車両通行不能区間の解消を求める意見書の提出について

○議長（山本隆雄）追加日程第 1、議第 1 号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第 1 号議案について、事務局長朗読）

○議長（山本隆雄）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほど委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議第 1 号議案 国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議第 1 号議案は可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第 5、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

○

◎ 閉会中の継続調査（審査）特定事件について

○議長（山本隆雄）日程第 6、閉会中の継続調査（審査）特定事件についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました継続調査特定事件申出書のとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、本件は閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎ 発言の訂正

○議長（山本隆雄）ここで福田弘明議員から12月2日の本会議における一般質問の発言について訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定により発言を許可します。11番、福田さん、自席をお願いします。11番、福田さん

○11番（福田弘明）一般質問の中で、ドローンの重量について200グラム以下と発言いたしましたが、これは200グラム未満の誤りでございました。ここで謹んで訂正させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）ただいまの福田弘明さんの申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、福田弘明さんの発言訂正の申出を許可することに決定しました。



○議長（山本隆雄）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

長時間にわたりお疲れさまでした。

これをもって、令和3年第1回中之条町議会定例会議を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（閉会 午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 齋藤 祐知

中之条町議会議員 山田 みどり

中之条町議会議員 佐藤 力也